

聴覚障害者の 情報アクセスに関する ガイドライン

財団法人 全日本ろうあ連盟

はじめに

本書「聴覚障害者の情報アクセスに関するガイドライン」は、情報通信や放送における聴覚障害者の情報アクセスについて各界への提言を行うことを目的に、財団法人全日本ろうあ連盟（以下「当連盟」という。）が、全国労働者共済生活協同組合連合会及び大阪府民共済生活協同組合の助成金を得て、国内や海外の実態を調査した結果を基に作成したガイドラインです。

今回の調査では、第59回全国ろうあ者大会（佐賀県）の中で情報通信技術に関する研究分科会を開き、携帯電話、テレビ電話、リレーサービス、メール、FAX等の通信機器・サービスや、テレビ、インターネット等の放送について、参加者を対象にアンケートを実施しました。さらに、海外調査では、インターネットや電子メールを通して海外の各拠点と情報を交換するだけでなく、南アフリカ・ダーバンで開催された世界ろう連盟第16回世界会議（2011年7月）に参加し海外の情報を収集するとともに、韓国で電話リレーサービスを中心にICTの事情を視察（2011年11月）しました。

これらの調査活動は、当連盟の情報通信技術委員会（以下「ICT委員会」という）が中心となって担いました。このICT委員会は、前身の「電子ネットワーク活用推進委員会」も含めて、10年の歩みをもっています。現在は、経済産業省、総務省等が進める情報アクセシブル技術開発や標準化活動への対応力の強化を目的に、委員会業務を発展拡大しています。

聴覚障害者の情報アクセスのより一層の向上に寄与するため、前述の調査活動に加えて、ICT委員会がこれまでに蓄積した成果を整理し、各界への提言として本書にまとめました。

各位におかれましては、本書を通し、情報やコミュニケーションに関して聴覚障害者が抱えるさまざまな諸問題の存在に認識を持って頂き、理解を深め、各々の事業や諸活動をより良い情報アクセス改善のための取り組みへと繋げていただければ、と願ってやみません。

最後になりましたが、本書の作成にあたって調査にご協力いただいた関係者各位、さらには、助成金を交付していただいた全国労働者共済生活協同組合連合会様と大阪府民共済生活協同組合様に深く感謝いたします。

財団法人全日本ろうあ連盟
理事長 石野富志郎

目次

第1章 このガイドラインの基本的な考え方	1
1. 情報通信技術	1
(1) 情報通信技術の発展	1
(2) バリアフリー化	2
2. アクセシビリティ	2
(1) 国連障害者権利条約	2
(2) アクセシビリティの概念	2
(3) 聴覚障害者とアクセシビリティの考え方	3
(4) 音声情報の可視化	3
(5) 手話言語や書記言語による情報	4
3. ガイドライン	4
(1) 情報通信技術と聴覚障害者支援	4
(2) ガイドライン	4
第2章 アクセシビリティの保障	6
1. 情報バリアフリー化の推進	6
(1) 全日本ろうあ連盟のこれまでの取り組み	6
(2) 当事者団体としての制度設計・規格検討等への参画	7
(3) 聴覚障害者に係わる国内外の主な標準化・規格化活動	8
2. 情報提供の充実・体制の整備	11
(1) 通信サービス	11
(2) 放送・マスメディア	16
(3) 聴覚障害者情報提供施設	19
3. 日々の暮らしの基盤づくり	21
(1) 共用品	21
(2) 日常生活用具給付制度	21
(3) 主な福祉機器の紹介	22
4. 社会参加に向けた自立の基盤づくり	23
(1) 雇用・就労の促進	23

(2) 行政対応のアクセシビリティ	25
(3) 情報リテラシーの向上	26
(4) 参政権における配慮	26
5. 住みよいまちづくり	28
(1) 公共交通機関・建築物のバリアフリー化	28
(2) 防犯、防災における情報アクセスのバリアフリー化	29
6. 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及	31
(1) 情報端末	31
(2) 映像伝送	32
(3) 音声認識・音声合成の活用、日本手話コーパス	32
(4) 補聴援助システム	33
(5) 民間事業者への支援	33
(6) 製品モニタリング	33
第3章 コミュニケーションの支援	34
1. 情報保障と情報通信技術	34
2. 手話による情報保障	35
(1) 通訳行為を伴わない手話動画の配信	35
(2) 通訳行為を伴う手話動画の配信	36
3. 音声言語の可視化(特に文字化)による情報保障	36
4. 音声言語の増幅による情報保障	37
5. その他	37
第4章 聴覚障害者のリレーサービスの国内外動向調査研究報告	38
1. 調査研究の概要	38
2. 国外における動向	39
(1) 概要	39
(2) 米国	39
(3) EU諸国	39
(4) 韓国	41
3. 国内における動向	43
4. その他	44
■参考資料	45
米国 「21世紀における通信および映像アクセシビリティ法」	45

第1章

このガイドラインの 基本的な考え方

1. 情報通信技術

(1) 情報通信技術の発展

ろう者をはじめとする聴覚障害者は、音声言語が中心の社会の中で生活しなければならないため、不便な思いを強いられ、時にいわれのない差別を受けることも少なくありませんでした。全日本ろうあ連盟は、長年、このような状況を変えていくためにさまざまな方策を講じてきました。その結果、聴覚障害者の生活保障や手話通訳者の養成、設置、派遣において数々の成果を収めることができました。

一方、情報通信技術（ICT:Information Communication Technology）の著しい発展には目を見張るものがあります。次から次へと出現する新しい情報通信機器の中にも、聴覚障害者の生活を大きく変えるものが登場し、それは聴覚障害者の間で普及し広まりました。例えば、FAXが登場するまでは、聴覚障害の人が遠方の人と連絡を取るのに、聞こえる人に電話の代わりをお願いするか、自分で手紙や電報を書いて出さなければなりませんでした。FAXが普及した

おかげで、電話が使えなかった者も、聞こえる人に頼ることなく遠方と連絡を取ることができるようになりました。更に、メール機能付きの携帯電話が登場すると、いつでもどこでも必要なときに携帯電話のメールを利用して連絡を取ることが可能になりました。これらの通信機器に加えて、電子メールやインターネットの普及によって、聴覚障害者自身が聞こえる人に頼ることなく、自分の手で世界各地の人たちとコミュニケーションしたり、世界中のいろいろな情報を収集したりすることが容易になりました。インターネットが登場するまでは考えられなかったことです。

(2) バリアフリー化

このような情報通信環境の変化は、音声言語中心の社会にも少なからずの影響を与えています。たとえば、行政や自治体、会社の連絡先に電話番号だけでなくFAX番号や電子メールアドレスを併記するところが増えました。情報通信技術の進展によって、聴覚障害者団体の運動が促され、聴覚障害者の社会参加のための障壁（バリア）が除去あるいは低くなったということが言えるでしょう。このような動きを「バリアフリー化」と言います。ICTは、聴覚障害者だけでなく、あらゆる障害者の社会参加におけるバリアフリー化のための手段の中でも重要な位置を占めています。

2. アクセシビリティ

(1) 国連障害者権利条約

2006年12月13日、国連において「障害者権利条約」が採択され、20ヶ国が批准し、2008年5月3日に発効しました。日本政府は2007年9月28日に署名しましたが、障害者福祉に関係のある国内法が未整備のままになっている等の問題もあり、批准がまだ行われていません。障害者権利条約の第9条「アクセシビリティ」には「締約国は、全ての当事者にインターネットも含めたアクセシビリティの提供を行う為のあらゆる適切な措置を講じ、それを妨げる問題を撤廃する。」ということが書かれています。この条文は、障害者の社会参加におけるバリアフリー化と情報通信技術の関係という立場から、極めて重要な意味を持っています。

(2) アクセシビリティの概念

「アクセシビリティ」とは、さまざまな製品や建物、サービス等、利用する対象へのアクセスのしやすさの度合いを示す言葉です。日本では「ユーザビリティ(使いやすさ、利用しやすさ)」あるいは「バリアフリー」の単語が、「アクセシビリティ」の概念に近いものを持つ言葉として使われることも

少なくありません。情報通信技術の分野で「アクセシビリティ」という言葉は、障害者だけでなく、さまざまな利用環境（ハードウェア・ソフトウェア・操作機器・モバイル機器等）への対応性を指す意味で用いられるのが一般的です。

(3) 聴覚障害者とアクセシビリティの考え方

国内法の整備にあたっては、ろう者をはじめとする聴覚障害者が情報通信技術の分野でどのようなことを望んでいるのかを把握し、それらを法律の拡充・改正につなげていくことが望まれます。ろう者をはじめとする聴覚障害者の社会参加におけるアクセシビリティの問題、特に、情報の受信および発信という問題を考える際は、課題を「音声情報の可視化」と「手話言語や書記言語による情報」の観点に分けて取り組むと良いでしょう。明確に分けることが困難な場合もありますが、聴覚障害者のアクセシビリティに関する要望は、先ほどの観点到に沿って整理し検討することが有効であると考えられます。

(4) 音声情報の可視化

「音声情報や音声言語の可視化」は、音声言語中心の社会の中で不便な生活を強いられているろう者をはじめとする聴覚障害者が、社会参加する際の障壁を除去するために避けては通れない大切な課題の一つです。わかりやすい例として、テレビ、映画、ビデオなどの音声情報を字幕にすることが挙げられます。さらに、聞こえる側がつい見落としてしまいがちな例も少なからずあります。たとえば、電車やバスの車内の音声放送、博物館内の音声説明などがあります。音声で流されるあらゆる言葉を字幕化するという究極の目標にむけて、さまざまな事例を整理し、実現可能なことから検討を開始していくという地道な作業が求められます。

この他にも、言葉以外の音声情報を可視化するという課題があります。たとえば、火事が発生

したときの火災警報機の音をいかに可視化するかというのがよい例です。これは、聴覚障害者の生命に関わる重大な問題です。

また、どのような「音情報」があるのかについて、(財)共用推進機構より「聴覚障害者が必要としている音情報～「音見本」調査報告書～」という報告書が出ています。ぜひ一読をお勧めします。この報告書によれば、身の回りにあるいろいろな機械の音情報の存在を知らなかったという人が聴覚障害者の中に多いことが調査によって明らかになりました。



(5) 手話言語や書記言語による情報

手話が第一言語のろう者や、手話を日常生活における主なコミュニケーションの手段として用いる聴覚障害者は、聞こえる人が電話を使うのと同じような感覚で、遠隔地にいる人たちと連絡が取れるようにしたいという切実な願いをもっています。特に、手話が第一言語のろう者の場合、文章を読み書きするよりも、自分の手話を通して連絡を取りたいという要望にはなおさら強いものがあります。このような要望に応える可能性のある情報通信技術としてテレビ電話が登場しましたが、技術的な課題や経済的な理由で、ろう者や一般の家庭に広く普及するには至っていません。一方、高等教育機関や協力団体の支援などにより、遠隔地手話通訳という、手話を介した聴覚障害者を直接支援するための情報通信技術も少しずつ広がっています。またテレビなども単に字幕を付与するだけでなく、必要に応じて手話通訳の映像を同時に流すなどの配慮も求められるようになってきています。

3. ガイドライン

(1) 情報通信技術と聴覚障害者支援

前述したように、情報通信技術の発展は、聴覚障害者の社会参加を促す重要な役割を果たしています。ただ、情報通信技術が進歩すれば、無条件に聴覚障害者の社会参加のバリアフリーが進むわけではありません。たとえば、複雑な日本語の読み書きが得意ではない場合、音声情報をやみくもに字幕化しても役に立つとは限りません。このような、いわゆる情報リテラシーに問題を抱える人たちを対象に、それぞれの特性に応じたきめ細かい配慮を行うことが望まれます。また、特別支援教育においても情報リテラシーの習得を重要視した指導内容の検討が望まれることになります。さらに、インテグレーション教育とインクルーシブ教育の拡大や人工内耳などの広がりにより、手話を知らないもしくは十分に使いこなせない先天性の重度聴覚障害者も増えてきています。中途失聴・難聴者とともに、手話以外の視覚情報を必要とする聴覚障害者にも対応ができるような情報通信技術のあり方について幅広い要望の集約が求められるのは言うまでもありません。

(2) ガイドライン

一般の社会を取り巻く環境は変化しています。たとえば、近隣の助け合いや地域における団結、連帯は時代とともに希薄化し、個人個人の関係の質が以前とは変わってきています。このような社会の変化に合わせて、聴覚障害者の豊かな生活につながる情報通信技術のあり方を検討

していく必要があります。

このガイドラインは、ろう者をはじめとする聴覚障害者の社会参加におけるバリアフリー化を図る上で、有効な情報アクセスとは何か、また、そのためにはどのような支援情報通信技術が考えられるかということ、を網羅的にまとめたものです。

第2章

アクセシビリティの保障

1. 情報バリアフリー化の推進

(1) 全日本ろうあ連盟のこれまでの取り組み

昭和50年代に登場したFAXは、当初、一般家庭では到底購入できない非常に高価な製品でした。このため、全日本ろうあ連盟は、聴覚障害者の生活をサポートする日常生活用具としてFAXを購入できるよう費用の助成対象品目に指定されることを求めて、啓発・普及活動に取り組んで来ました。その結果、購入費用の助成が認められてFAXが普及し、ろう者をはじめとする聴覚障害者の生活は大きく一変して、社会参加が飛躍的に促進されることになりました。

その後、聴覚障害者の間で通信のために使用する機器として、ポケベルや手書き入力可能な携帯型の無線通信機器が広まったときもありました。現在は、携帯電話やスマートフォンといった、一般の人たちの間でも広く普及している携帯型の情報通信機器が聴覚障害者の間に広がっています。

また、インターネットが普及する以前のパソコン通信が主だった頃は、パソコンを使って電子メ

ールや文字の会話をやりとりすることは「機械好きの人だけのもの」というイメージがあり、パソコン通信は普及していませんでした。しかし、ADSL、FTTH等に代表される高速大容量回線のインフラ費用の低価格化にともなって、インターネットが広がり、誰でも電子メールを使える環境が整うようになりました。

当連盟は、2001年、FAX・紙媒体の使用が主であった連盟事務所の通信環境を電子化してネットワークやメールを活用した環境へ移行することを推進し、同時に、47の全道都府県加盟団体でも、ネットワークやメールが使える環境の普及・整備を展開しました。



ろう者をはじめとする聴覚障害者の間でも「ICTの活用」に大きな関心がもたれるようになり、2011年6月佐賀の第59回全国ろうあ者大会で、情報通信技術の研究分科会を開いて「私たちがつくる輝かしい未来」のテーマの下に講演やディスカッション、国内アンケート調査等を実施しました。

(2) 当事者団体としての制度設計・規格検討等への参画

当連盟の中で電子化を展開する一方で、情報通信機器だけでなく、券売機や銀行ATM等、社会の中で一般に利用されている様々な機器において「これらの機器の利用者の中には目の見えない人や音の聞こえない人もいるのだ」という視点が抜け落ちているのではないかと言わざるを得ないような、障害をもつ利用者への配慮が欠如した製品の登場が後を絶ちませんでした。また、夢の電話として長年期待されていたテレビ電話は、技術的には十分利用できるレベルに達しているのに、なかなか普及するためのブレイクスルーの段階に達していないという状態がずっと続いています。これは、情報通信技術の標準化や規格化が不十分なために解釈が曖昧になっている隙間を、メーカーが各々独自の技術を盛り込んで製品化したために、メーカーの間で互換性がとれなくなったという技術的な問題も一因となっています。

当連盟は、市場に出回っている既存の製品・サービスの中に聴覚障害者への配慮の面で問

題点を見つけたら、改善に向けて要望を出すといった後追的な対応やその場の個別対応だけでは不十分であり限界があることを認識していました。代わりに、各社が製品・サービスの製造や開発に着手する以前の企画の段階で、聴覚障害者が当事者として企画のプロセスから関与することが問題解決につながる有効な方法であることを確認しました。そこで、これから市場に登場するであろう情報通信機器やネットワークを想定して、標準化・規格化への取り組みや検討に重点を置いて活動を展開してきました。

(3) 聴覚障害者に係わる国内外の主な標準化・規格化活動

① 海外の動向

アメリカ合衆国では、すべての市民が法の下に平等であるべきであるとの考え方に基づいて、障害者にも機会均等を保証することを定めた1990年の「障害を持つアメリカ人法」(ADA法)の流れの中、1986年に制定された「リハビリテーション法第508条」が2001年に改定されました。この改定により、連邦政府の各機関が購入・使用する電子情報技術は、過度の負担とならない限り、障害者が健常者同様に利用できるアクセシブルなものにしなければならないことと定められました。違反事例に関しては告訴も可能とされています。この法律によって、米国内外でユニバーサルデザイン・情報アクセシビリティを推進する動きが加速しました。また、1996年に成立した電気通信法255条では、全ての通信機器・サービスは、障害者にも利用可能な形で提供しなければならないとされ、ろう者をはじめとする聴覚障害者のための電話リレーサービスの提供が必要となる根拠法となっています。

そして、2010年には「21世紀における通信と映像アクセシビリティに関する2010年法(S.3304)」(本書巻末「参考資料」に全文の日本語訳を所収しています。)が制定されました。この制定によって、インターネットを使ったメディアサービスにおいてもアクセシビリティが徹底され、対応技術を搭載しない機器やサービスはFCC(連邦通信委員会)に認可されることが不可能になり、販売もできないこととなりました。この法律の制定は、行政の姿勢が、従来の「障害をもつものへの優しい思いやり」から「法的規制・義務」へシフトしたことを意味しています。

欧州連合(EU)では、1999年にすべての欧州市民のための情報社会構築を目指すIT戦略「eEurope」計画が採択され、欧州における重要政策のひとつに位置づけられました。このアクションプランの1つに「e-accessibility」が含まれています。このプランでは、インターネット利用の積極的な推進が目指されるとともに、W3C/WAIのアクセシビリティガイドラインの採択など、アクセシビリティに関する項目が設定されました。1990年代に障害者支援技術の分野で生まれた「Design-for-all」というコンセプトもここに受け継がれて、情報社会のユニバーサルデザインを目指すものとなっています。このEU諸国に対する指令と思想は加盟国の国内法にも盛り込まれて、平等のための障壁の認識とその除去、差別の禁止と予防等のための制度の整備が各国で

進み、聴覚障害を持つ国民に対する配慮はより一歩踏み込んだものとなっています。

②国内の動き

日本では、アメリカのADA法に刺激されて当時の通商産業省が「障害者等情報処理機器アクセシビリティ指針」(1990年制定、1995・2000年に改定)を公表し、情報処理機器を障害者・高齢者を含めて誰もが容易に利用できるようにするという概念が啓発されました。

総務省(当時は郵政省)でも1998年に定めた「障害者等電気通信設備アクセシビリティ指針」を元に、2000年に電気通信アクセス協議会(現:情報通信アクセス協議会)より「障害者等電気通信設備アクセシビリティガイドライン(第1版)」が発行されました。これを皮切りに規格化・標準化の取り組みが推進されることになりました。このガイドラインは、後に2004年から順次制定されたJIS(日本工業規格)規格・指針と整合を図るため、電気通信に関する設計・開発に際しての配慮事項等が、より具体的で理解しやすい内容に変更された第2版として改定されました。また、2007年には日本より提出した「電気通信アクセシビリティガイドラインITU-T 勧告化」が、ITU-T SG16の場において議論の上、国際標準化されました。

また、ISO(国際標準化機構)とIEC(国際電気標準会議)が2000年に「ISO/IEC政策宣言」を採択しました。この宣言では、アクセシブル・デザインの手法の採用、高齢者・障害のある人の参加、適切な情報交換を行ないつつ高齢者・障害者への配慮に関する規格を作る必要性が示されています。この宣言を元に「ISO/IECガイド71:高齢者・障害者のニーズへの配慮ガイドライン」が2001年に制定されました。

JIS X 8341シリーズと国際規格との関係

【対応国際規格】	【JIS規格】
ISO TC159/SC4 ISO 9241-20(2008)	JIS X8341-1:2010 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信機器における機器、ソフトウェア及びサービス—第1部:共通指針
ISO/IEC JTC1/SC35 ISO/IEC FCD29136	JIS X8341-2:2004の見直し 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信機器における機器、ソフトウェア及びサービス—第2部:情報処理装置
W3C/WAI WCAG2.0(2009)	JIS X8341-3:2010 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信機器における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ
ITU-T 勧告F790(2007)	JIS X8341-4:2005 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信機器における機器、ソフトウェア及びサービス—第4部:電気通信機器
ISO/IEC JTC1/SC28 ISO/IEC 10779(2008)	JIS X8341-5:2006 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信機器における機器、ソフトウェア及びサービス—第5部:事務機器
ISO TC159/SC4 ISO 9241-171(2008)	JIS X8341-6:2011 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信機器における機器、ソフトウェア及びサービス—第6部:対話ソフトウェア
ISO/IEC 24786(2010)	JIS X8341-7:2011 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信機器における機器、ソフトウェア及びサービス—第7部:アクセシビリティ設定

これらの指針・動向を踏まえて、2002年、政府の障害者基本計画の中に「障害者が容易に情報を発信し、情報にアクセスできるよう、使いやすい情報通信機器、システム等の開発・普及等を促進するとともに、「ISO/IECガイド71」に基づき、障害者にとって使いやすいように配慮した情報通信機器設計の指針等をJIS化する。」という一文が盛り込まれました。

これを受け、総務省・経済産業省の後押しのもとに、国内の様々な規格・標準化に係わる団体が総力をあげて高齢者・障害者への対応のための取り組みが進められることになりました。

その結果、2004年に「高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針」(JIS Z 8071)に沿って、「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」(JIS X 8341シリーズ)が定められました。

これらの規格(群)は、情報通信における機器、ソフトウェアおよびサービスの情報アクセシビリティを確保・向上するために、企画・開発・設計者および経営者が配慮すべき具体的な要件をまとめた標準規格です。現時点では、①共通指針、②情報処理装置、③ウェブコンテンツ、④電気通信機器、⑤事務機器、に分かれています。さらに、ソフトウェア・アクセシビリティ、アクセシビリティ設定の規格制定へと順次進められています。これらの規格により、コンピュータやWebコンテンツ、FAXや電話等の通信機器、コピー機等のOA機器、様々なソフトウェアを聞こえない人も利用できるようにするための配慮が盛り込まれるようになります。

従来、JISが制定出来る範囲は「ハードウェア」に限られ、それ以外の「ソフトウェア」や「サービス」は、本文ではなく付録の中で勧奨する形となっていました。数年前より、ISO等で「サービス」「ソフトウェア」についても制定の対象とする流れが始まり、これらの国際規格と整合をとる関係でJISの制定対象範囲が「ハードウェア」以外に広がってきています。当連盟は情報通信アクセス協議会(ICAC)を始め様々な委員会の構成メンバーとして関わっており、一貫して、当事者の視点で、各々の規格毎に「音声情報の可視化」と「手話言語や書記言語による情報の提供」の観点から検討を行い、必要に応じて意見の提出や提起を行っています。

また、(財)共用品推進機構がとりまとめを担っている、アクセシブルデザイン(AD)の標準化・規格化活動に、当連盟も関わっています。例えば、以下のような活動例があります。

- ・「高齢者・障害者配慮設計指針－アクセシブルミーティング(JIS S 0042)」の制定
 - －誰もが参加できる会議の設定運営手順を定める
- ・「展示会ガイドライン」の制定
 - －誰もが参加できる展示会の設置運営手順を定める
- ・「報知音代替様式、AD報知光」の制定
 - －報知音を視覚化する規格の検討を進める
- ・「アクセシブル・デザイン推進協議会(ADC)フォーラム」講演
 - －高齢者・障害者配慮の標準化やR&Dに関し、各種行政、産業界、高齢者・障害者を含む

消費者団体、学識経験者等で構成されるフォーラムで「聴覚障害」について講演し、フォーラム参加者の理解と啓発を深化

上記以外に、ISO福祉用具専門委員会(TC173)、デジタル放送や字幕等放送に係わる標準規格「ARIB標準規格」等、多数の規格検討や提言にも関わりました。

これらの規格化活動とは別に、複数のメーカーがメーカーの壁を越えて互換性や共通化を目指したインタフェースを構築する動きがあります。一般的にはコンソーシアムという企業連合の組織を設立して互換性や共通化のための協議を進めています。ろう者をはじめとする聴覚障害者に直接関連した事例に、オフィス機器に関する標準手話の制定等があります。具体的には、キヤノン、リコー、富士ゼロックス、セイコーエプソンのオフィス機器メーカー4社が、企業の壁を越えて、利用者の立場に立った使い易さを探求し、互いにユーザー・インターフェース・デザインの整合化を推進しようとして立ちあげたCRX(Collaboration for Research and Exchange)プロジェクトになります。このプロジェクトの一環として、各社から派遣されたメンバー(ろう者、健聴者)が、オフィス機器用語の手話表現を検討し、日本手話研究所標準手話確定普及研究部を通して標準手話化するという取り組みが行われています。

2. 情報提供の充実・体制の整備

(1) 通信サービス

① 文字通信

聴覚障害者の間では、通信のために、パソコンや、携帯電話、スマートフォン等の携帯型情報通信機器による電子メールの送受信が広がっています。携帯電話は、汎用的に使えてかつ比較的購入しやすい価格設定であったため、まずSMS(ショートメッセージサービス)という簡単なメッセージ機能を中心に、普及が始まりました。そして、国内では、インターネットへアクセスできる機能や、ネットワーク上のSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)に参加する機能等が携帯電話に加わって、日本独自のガラパゴスとも形容される高機能携帯電話と、グローバルなデファクト・スタンダードの流入となるスマートフォンに二分されるようになりました。

文字によるコミュニケーションの今後の見通しとして、Mixi、ツイッター、FaceBook、Google+等の新しいSNSサイトが乱立する中、聴覚障害者のコミュニティ・サークルが各サイト上に分散していく状況にあります。

これらの情報のやりとりは、基本的に日本語による文字のやりとりがベースになっており、日本手

話を第一言語とするろう者にとっては、敷居が高く利用しにくい通信手段であったこともまた事実です。文字によるコミュニケーション手段だけでなく、次項に述べるテレビ電話等の視覚的なコミュニケーション手段の積極的な普及促進も必要になるでしょう。

②テレビ電話

(a) テレビ電話登場前夜

SF映画や手塚治虫の漫画『鉄腕アトム』、特撮TV番組『サンダーバード』等に映像の表示を伴う会話シーンがよく登場し、昔から「テレビ電話」の名称及び概念は広く知られていたところでした。実際に、一般向けの普及品が出たのは、21世紀に入る前後のことでした。

1987年頃、静止画テレビ電話「みえてる」(ソニー)が登場し、1999年9月にDDIポケット(現ウィルコム)より世界初の移動体電話のテレビ電話「VP-210」(京セラ)が発売されました。前者は動画ではなく静止画でした。後者は当時の技術的な限界により、32kbpsの回線交換+Motion JPEGで1秒間に2フレーム(1秒間に2動作)というガクガクした動きだったため、実際の手話の映像のやりとりには耐えられる状況ではありませんでした。

(b) 固定電話回線を利用したテレビ電話

手話でのやりとりが可能なテレビ電話はまずISDN回線から実用化されました。

長い間音声通話のために使用されてきたアナログ電話網に代わってデジタル化したISDNデジタル回線網は、開発当初からテレビ電話の用途を想定し、音声・映像各64Kbpsの2チャンネルの帯域が決定されたという経緯があります。

1990年にITU-T H.261(画像圧縮の国際規格)が提唱された事を受けて、各社での開発が進められ、1997年以降、様々なメーカーからISDN用テレビ電話が登場しました。初期の量産機は静止画が主力でした。その後、画像圧縮技術の進歩や高速なプロセッサが開発されたことと、INS64の2Bチャンネルを利用して1/5の帯域をADPCM音声(通話)に、4/5を動画にバランスよく配分する事で比較的ストレスの無い動画と音声の送受信が可能になり、手話の円滑な動きに最低限必要とされる秒間15フレーム(最大)を実現出来るようになりました。多くの製品は通常の電話機に704×408ドット(最大)の液晶モニターと30万画素程度の解像度を持つカメラが組み込まれた形状となっています。

従来のアナログ電話網でも、アナログ電話モデムの高速化によって、やや実用的な画質のテレビ電話が使えるようになりました。H.263によるアナログ回線用V.34モデム33.6kbpsの回線交換データ通信を利用しつつ、ISDNテレビ電話との相互接続も可能なものが多数出ています。しかし、1B通信という方式では、秒間フレーム数が相当量削られる事となり、手話の動きのスムーズさが失われる上、接続から通信開始までに時間を要するため、ISDN方式に比べて、アナログ電話網の実用性は低いといわざるをえません。

最近のテレビ電話は、IP電話を利用したものが主流です。これは、ブロードバンド回線(L

ANケーブル)に接続する形態を取るものが多く、1秒間に15 - 30フレーム程度を送受信できます。ビデオ信号をIP(Internet Protocol:インターネットプロトコル)ネットワークで伝送します。特に、光ファイバーをアクセス回線とする場合、動画の円滑さはほとんど問題ないレベルに到達しています。IPテレビ電話の分野では通信規格が乱立状態にあり、各社から出るテレビ電話の互換性に問題があるのが現状です。ただ、エンドtoエンドのプロトコルとしては当初から用いられたH.323からSIPへの移行が急速に進んでおり、映像コーデックについてもH.263からMPEG-4やH.264といったデファクト・スタンダードに移行しつつあるので、今後は互換性の高い製品が出てくるでしょう。固定電話につなぐテレビ電話ではなく、無線を利用したモバイル用途の製品も登場しています。

(c) 携帯電話回線を利用したテレビ電話

NTTドコモ(FOMA)では、W-CDMA共通規格の一環として、テレビ電話をサービスの柱に掲げ、FOMA第一弾のP2101Vを皮切りにテレビ電話を提供しました。1秒間に15フレームで、同じ通信方式を使用するソフトバンクモバイルのSoftBank 3Gや、海外でW-CDMA(UMTS)を採用するキャリアとの間での互換性が保障されています。FOMAを含む第3世代携帯電話は全て、テレビ電話の技術として、動画にMPEG-4ビジュアル、音声にAMRを用いる「3G-324M」規格を採用し、W-CDMAのテレビ電話は、64kbpsの回線交換データ通信で実現しています。

ソフトバンクモバイルは、会社名がJ-PHONE→ボーダフォン→ソフトバンクモバイルと移り変わる中、「TVコール」という名称によるテレビ電話が一貫して提供されています。2003年、当時の「ボーダフォン」より「10の約束」という公約が出され、その中に「TVコールサービスが通話と同じ料金に」なることを約束する項目がありました。ところが、翌2004年には10の約束が反故にされて、テレビ電話の料金は音声通話の1.8倍に値上げされてしまいました。これは、テレビ電話の多数利用者である聴覚障害者にとって残念な出来事でした。

KDDIならびに沖縄セルラー電話(各auブランド)が2006年にサービスを開始したCDMA 1X WINの最上位サービス(CDMA2000 1xEV-DO Rev.A)でも、一対一のテレビ電話およびau携帯電話の対応機種同士で最大5人まで会話できる「グループテレビ電話」を提供しています。QoS技術のひとつである可変ビットレート機能が盛り込まれているため、ストレスなくテレビ電話を利用できるようになっているのが特徴です。これは、FOMAやSoftBank 3Gと違い、パケット通信方式を採用することで、高画質で高効率なテレビ通話が実現できると言われています。FOMA、ソフトバンクモバイルの携帯テレビ電話とも通信が可能です。

最近は各キャリアとも高機能携帯電話からスマートフォンへ主力製品の軸足を移しているため、ろう者をはじめとする聴覚障害者のモバイル通信手段も携帯テレビ電話から次に述べる(d)のビデオチャットにシフトして行くことが予想されます。

(d)「ビデオチャット」としてのテレビ電話

音声通話機能をもつインターネット電話（「ボイスチャット」ともいう）に、ウェブカメラによるリアルタイム画像伝送機能を付加したものが「ビデオチャット」です。このビデオチャットから上記（b）固定電話網や（c）携帯電話網上のテレビ電話へ接続することは通常は出来ません。また画像データの伝送が伴うため、同時にテレビ会話で通信できる人数に実用的な制約があります。しかし、このビデオチャットが利用できる機器は、パソコンの他、スマートフォン（Android、iPhone等）や、ゲーム機、さらには薄型テレビ、DVD／BD（ブルーレイ・ディスク）レコーダーの一部機種にも広がり、通話の範囲が拡大していることから、今後、ますます普及していくものと思われます。

ヤフー、MSN等のインスタントメッセージをはじめ様々なビデオチャット用のアプリケーションが出回っている中で、普及の伸びがもっとも大きいのは「Skype」です。2010年代のコモディティ・デファクト化（機械を買ったときに最初から入っている機能）の筆頭格とされています。

この他、iPhoneのアプリである「FaceTime」でも、携帯電話網のテレビ電話に近い綺麗で滑らかな映像の送受が可能です。しかしながら、現時点では通話範囲がApple社の機器（iOS、Mac）に限られることと、通話者同士が両方ともWi-Fi環境でないと利用できないことが足枷になっています。

今後は、第4世代移动通信システム（4G）が登場するので、4G携帯の広がりとともにこれらのビデオチャットの普及がより一層加速していくことでしょう。

以上、固定電話回線及びIP電話を利用したテレビ電話と、携帯電話回線を利用したテレビ電話と、ビデオチャットとしてのテレビ電話の3方式について述べました。今後は、どれか一つに収束していくのではなく、並行して普及発展していくと思われます。新たなシステムを導入する場合は、これら複数の方式が存在すること、可能であれば3通りの方式のいずれにも対応できることを視野に入れて検討して行く必要があります。2011年3月に発生した東日本大震災の教訓として、一つの通信方式・メディアのみに依存したシステムほどダメージが大きかったことを考え合わせると、一見、冗長に見えながらも一つのシステムに多重の通信方式を導入することは大いに意義のある方法でしょう。

③電話リレーサービス

聴覚障害者が、音声通話を前提とする相手へ連絡をとるために、「電話の相手とのやりとりを可視化する」というサービスのニーズは根強いものがあります。バリアフリーに向けた取り組みによって徐々に音声以外のアクセス手段が用意されつつあるものの、先方へのアクセス手段が音声通話以外しかない場合も多いのが現状であり、このバリアを完全に解消することは難しいと思われます。

このニーズに応えられるものとして、従来は手話通訳者を介しての「電話通訳」や、筆談に

よるサポート(例えばNTTが配布している「電話お願い手帳」)等がありました。

海外ではICTを利用した電話リレーサービスとして、テキストリレーサービス(TRS)やビデオリレーサービス(VRS)が普及し、制度化されています。日本でもFAX中継を行うサービスやテレビ電話を利用したビデオリレーサービスが立ち上がっています。最近では、日本財団が2011年9月より被災した聴覚障害者を対象に、情報アクセス支援を行う「日本財団遠隔情報コミュニケーション支援センター」を開設しました。そこでは、各電話網のテレビ電話や各種のビデオチャットアプリ等、聴覚障害者が使えるものはすべて揃えて、様々な端末・ソフトウェアを対象にしたコミュニケーションの支援を開始しています。しかし、これらのサービスを担う事業者は、これまでも進出しては撤退するを繰り返しており、なかなか定着しない状況にあります。

一方、国際電気通信連合(ITU:本部スイス・ジュネーブ)でも、電話リレーサービスの国際規格制定の動きが出てきました。現在、欧州の規格をもとに検討が進められようとしています。欧米では使いやすくても日本の状況に合致しない規格が定められてしまうことがないように、国際標準化の動きを注視する必要があります。

そこで、国内外における電話リレーサービスの実施状況と問題点を調査し、本書の第4章にまとめました。

④ユニバーサルサービス

電話料金や携帯電話通信料には必ず「ユニバーサル料金」が含まれており、拠出された資金は、「電話のユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)」に当てられます。全国どこでも同一料金で音声電話や緊急電話ができるようにする「地理的格差」の解消を主目的としたもので、2002年より運用されています。

同様の制度は世界各国で導入されており、定義や運用方法は各国によってまちまちですが、何らかの形で聴覚障害のための配慮やリレーサービスを実現・実施している国が多数です。残念なことに、日本では、ろう者をはじめとする聴覚障害者のための配慮が未だに実現されていません。

(諸外国のユニバーサルサービス制度の現状:

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/universal_service/pdf/070329_2_si4.pdf)

制度のスタート後も見直しが何回も行われ、2010年の答申では、「次の見直しにおいては「電話」だけでなく「ブロードバンドアクセス」も全国どこでも同じような料金でアクセス出来るようにすることを検討するべき」とされました。この制度の見直しにあたって、当連盟及び社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会は、「リレーサービス」や「FAXやメールと音声間のメディア変換」についてもユニバーサルサービスの対象とし、過大な負担なく通信が出来るようにして欲しいことの申し入れを繰り返してきました。残念ながら、今のところの答申は、「リテラシ

「格差の補正」は社会福祉領域での対応が妥当であり、ユニバーサルサービス制度の定義から外れるという内容であり、事実上の門前払いとなっているのが現状です。

しかし、聴覚障害者が情報へのアクセシビリティを確保することは、「社会福祉」の領域の問題なのではなく、基本的な「生きる権利」の行使です。聴覚障害をもつ者が人間として当たり前に生活できる社会を実現するために、通信施策の中で対応して頂くようこれからも働きかけていきます。

(2) 放送・マスメディア

マスメディアは、インターネットが登場する前の旧来メディアとインターネットを利用する新マスメディアに大きく分けることができます。主なメディア例を以下に示します。

	媒体手段	例
旧来マスメディア	電波	テレビ・ラジオ
	紙	新聞・雑誌・出版
	その他	映画
新マスメディア	インターネット放送	インターネットテレビ・インターネットラジオ
	動画共有サービス	Youtube、ニコ動画、Ustream等
	Web上のニュースサイト	テレビ、新聞各社、個人やグループ等
	電子掲示板、SNS、ブログ	2チャンネル、OKWave、mixi、 ツイッター、Facebook等

このうち、音声情報を伴う主なメディアは、テレビ放送、ラジオ放送、映画、インターネット放送及び動画となります。

① テレビジョン・インターネット放送・動画

現在、複数の局で字幕・手話番組が放送されています。NHKでは「手話ニュース」「ろうを生きる 難聴を生きる」等の番組を放送しています。また、民放でも日本テレビの「NNNニュースサンデー」や地方ローカル局の番組が放送されています。これらの番組はろうの視聴者のために手話キャスター、難聴の視聴者のために字幕が付加されています。これらの字幕が読みやすくてわかりやすいため、聴覚障害者に限らず、一般の人や日本語を勉強している外国人等もこれらの番組を視聴していると聞きます。その意味では、人にやさしいユニバーサルなコンテンツと言えるでしょう。

CS放送の「目で聴くテレビ」でも、聴覚障害者のために手話や字幕で伝える番組を放送しています。NPO法人CS障害者放送統一機構がこの番組を制作しています。番組を視聴するには専用チューナー「アイ・ドラゴンⅢ」とアンテナが必要です。緊急警報装置とセットで、身体障害者日常生活用具（聴覚障害者情報受信装置）の品目に指定されています。東日本大震

災が発生したときはインターネットでも番組を視聴できるようにして、緊急情報を手話で随時提供しました。非常事態だったためNHKや民放でも震災関連の字幕がつく番組の数は少なく、かろうじて得られる字幕だけでは情報を十分に得られない視聴者層を、CS放送やインターネットの両面から手話の番組でサポートした障害者放送統一機構の功績は本当に高い評価を得ています。同様に、インターネット手話放送で手話の番組を自主的に流したデフ・ニュース・ネットワークの「DNNニュース」も高く評価できるでしょう。このような手話放送の取り組みは世界的にはまだ例が非常に少なく、「どうしたら放送の中に手話の番組をとりいれられるのか」という海外からの問い合わせが来ることもあります。

今後は、あらゆる人が同等の情報を平等に受け取れるように、生放送やテレビジョン・コマーシャル放送(テレビCM)を含む、すべての番組への字幕・手話の付与、解説放送の実施の義務化、障害者向け放送の推進につながる基準・規定の制定・法定化が望まれます。とりわけ、緊急放送時の字幕、手話の付与は、人命にも関わる非常に重要な課題です。

総務省より地上波アナログ放送や地上波デジタル放送における解説放送・字幕放送の実現達成率が発表されているものの、実情としては、放送衛星(BS放送)、通信衛星(CS放送)、インターネット配信では字幕すらつかないケースがほとんどです。

内閣府の政府インターネットTV配信に字幕がつくようになり、東日本大震災を契機に、手話通訳の付与も一部ながら実現することができました。このような取り組みを全官庁の動画、インターネット配信にも広げて、全てのコンテンツに字幕・手話がつくようにしなければなりません。

また、国会や地方の議会のTV中継に、手話通訳や字幕、解説を付与することが障害をもつ国民への義務と考えるべきです。2010年から開催されている内閣府の「障がい者制度改革推進会議」の進行の様子を、手話・字幕を中心とした画面構成によりリアルタイムに中継する放送がCSで始まりました。政府主催の重要な会議がろう者をはじめとする聴覚障害者にもほぼ理想に近い形で生中継されたことはまさに画期的なことであり、全ての情報がこのような形で得られることが究極の目標であると言えます。

また、アナログ放送からデジタル放送への切り替えが順調に行われ、ほとんどがデジタルテレビに変わりましたが、字幕表示機能の実装が義務付けされていないため、安価なデジタルテレビやワンセクでは字幕が全く見られないという現象も起きています。テレビの最低基準として字幕表示機能の実装を義務化しなくてはなりません。

②ラジオ

FM文字多重放送「見えるラジオ」は、ポータブルラジオが販売されなくなった現在、一般の人たちはFM文字多重放送を使って渋滞情報などを受信するVICS対応のカーナビという非常に限定された方法でしか見られなくなっています。

一方、一部の交通機関では、「見えるラジオ」をリアルタイムな情報提供手段として活用し

ています。具体的には、鉄道車両や高速バス・路線バスの車両で「見えるラジオ」を受信して文字ニュースを車内の案内表示器で流すというものです。(遠州鉄道の1000形以降の全ての鉄道車両、JR各社の一部特急列車、阪急一部列車や遠州鉄道の全バス、京浜急行バスの高速バスなど)。また、タクシーの助手席側サンバイザーの下部に表示器を設置し、ニュースや天気予報、地元企業の広告を流すものもあります。このようなメディアを、脆弱な通信回線網に依存するメディアのバックアップツールとして利用する際の有用性も検討していく必要があります。

③映画・舞台

日本で上映される洋画には、普通、字幕版と吹き替え版の二つがあります。聴覚障害者は字幕版の洋画で字幕を見ながら鑑賞することが出来ます。しかし、邦画に字幕がつく例はほとんどないため、邦画を観にいても何を言っているのか理解できず、楽しむことが出来ません。また、字幕版の洋画でも登場人物が日本語をしゃべるシーンになると、日本語のセリフのところだけ字幕が見つからないことが非常に多く、ここで映画の流れが遮断してしまって、全体がよく理解出来ないというケースもままあります。

そこで、聴覚障害者がこれらの映画作品にアクセス出来るように、協力団体・機関が映画会社からフィルムを購入して字幕や手話を挿入し聴覚障害者のための上映会を開いて上映したり、またビデオライブラリとして貸し出したりする等の様々な取り組みが行われました。

昨今は16mmフィルムが激減してDVDやBD(ブルーレイ・ディスク)が主流になり、最初から字幕データを埋め込んだ形で販売されることが多くなりました。また、映画会社や各種団体が映画館で自主的に字幕を付与して上映する機会も増えました。映画館で、後から付与した字幕を上映する方法としては、プロジェクターで字幕を投影する方式、スマートフォンに字幕情報を配信し、視聴者がスマートフォンとスクリーンを同時に観る方式等があります。最近では、眼鏡の形をした透過型ヘッドマウントディスプレイ(HMD)を通して字幕とスクリーンを鑑賞する方式も登場しました。これらの方式は、劇場等での舞台鑑賞にも応用できることが期待されます。

映像材料の流通にも検討しなければならない課題があります。放送用、DVD複製用、およびアーカイブ作成用マスターテープ等のデータを作成・配布するためのフォーマットには、クローズドキャプションや字幕を送出したり同梱出来るための仕組みが組み込まれています。この仕組みがうまく活用されていないために、聴覚障害者の情報アクセスの障壁となっている例があります。TVCMの制作プロダクションで映像材料に字幕をあらかじめ同梱しても、CMのサーバーに対応できる仕組みがなかったために、結果として字幕付きのTVCMを放映することが出来ていないという事態が発生しています。

米国では、放送用のクローズドキャプションはFCC(連邦通信委員会)により義務付けられ

ており、放送用のテープマスターを配布する場合にクローズドキャプションを同梱することが重要な考慮事項になっていましたが、2010年の「21世紀における通信と映像アクセシビリティに関する2010年法(S.3304)」によって、インターネットを使ったメディアサービスにおいてもアクセシビリティが徹底され、対応技術を搭載しない機器やサービスはFCC(連邦通信委員会)に認可されることが不可能になり、販売もできないこととなりました。

同様の法的義務付けを日本でも実現する必要があります。

(3) 聴覚障害者情報提供施設

全国に37か所ある聴覚障害者情報提供施設は、法的には身体障害者福祉法34条に定める視聴覚障害者情報提供施設で、点字図書館と同じ位置づけとなっています。主な事業内容は、厚生労働省の運営基準によって、「聴覚障害者用の録画物の製作及び貸出しに係る事業を主として行うもの」とされており、各施設では字幕や手話の付加されたビデオ・DVD等の制作・貸出し等が行われています。

近年は、字幕が付与された放送番組の数が増加するにつれて、放送番組への字幕・手話付加業務が減少し、代わりに、聴覚障害者のための映像制作や、手話等の聴覚障害者の生活文化に関わる映像制作の方へ軸足を移し変えています。

しかし、字幕放送の割合が100%を達成するまでさらに時間がかかりそうなことと、TVにおける手話放送がまだ非常に少ないこと、地方局でも字幕放送が少ないことから、既存の番組に字幕や手話を付与する取り組みはこれからも続きます。また、博物館、美術館、様々な資料館の映像資料のほとんどに字幕・手話が付与されていないという現状もあります。以下に述べる著作権法改正による効果を最大限に引き出し、聴覚障害者の情報アクセス確保という大命題を果たして行かなければなりません。

①改正著作権法

2010(平成22)年1月1日、改正著作権法が施行されました。この改正著作権法は、障害による情報格差をなくし、誰でも等しく情報にアクセス出来るようにするために改正されたもので、聴覚障害当事者団体や関係団体の長い間の願いがかなったといわれています。聴覚障害関係の主な改正点は以下の通りです。

- ・ 放送等の著作物に係る音声を文字「」に加えて手話(聴覚障害者等が利用するための必要な方式)」に変換することが可能になった。
- ・ 聴覚障害者「等」の為のリアルタイムのインターネット送信が可能になった。
- ・ これまでのリアルタイム送信に加え、字幕や手話をサーバーに蓄積し利用者が必要なときにそれを見ることが可能になった。
- ・ 字幕や手話が付与された映像の制作と成果物をパッケージメディアとして貸し出すことが

可能になった。その複製主体として、聴覚障害者情報提供施設のほか、公共図書館、大学図書館、学校図書館等も含められた。

- ・すでに著作権者等が字幕や手話を付加した映像資料を提供・提示していれば、改めて複製することはできない。
- ・複製主体が、字幕や手話が付加された映像資料を無料で貸し出す際には、著作権者へ「相当な額の補償金を支払わなければならない」ことになった。

2010年のこれらの改正は、当連盟等が申し入れてきた要望がほぼ汲み入れられたと評価することが出来ます。

また、公共の図書館等においても聴覚障害者等のために字幕や手話の付与された映像の制作や貸出しが可能になりました。公共図書館や大学・学校の図書館は全国で計4万弱箇所あります。この膨大な数の公共図書館等で手話・字幕を付与した映像資料の制作・貸出しが可能になると、聴覚障害者が映像資料に情報アクセス出来る機会が飛躍的に拡大することになります。これらの公共図書館に対して、聴覚障害者情報提供施設が積み重ねたノウハウを研修等の方法で伝授し、DAISY図書における手話を取り込むためのメディア規格化とコンテンツ作成を推進するなど、情報提供施設の果たす役割は非常に大きいといえます。

一方、新たな問題も浮かび上がっています。一つ目は、「補償金」の問題です。字幕や手話が付与されるか否かを問わず映像資料を無料で貸出す場合は著作権者に不利益を与える（可能性もある）ので補償金の支払いが必要ということです。聴覚障害者情報提供施設でも公共図書館での視聴覚資料の貸出し用と同じように補償金を支払わなければならないことになりました。聴覚障害者等の映像資料による完全な情報アクセスが実現できていない状況で、聴覚障害者情報提供施設で補償金を支払って字幕・手話等を付与し貸し出すということには疑問が残ります。

二つ目が映像材料の入手に絡む諸問題です。字幕や手話を付与するためには、元になる映像材料の入手が必要です。法改正前までは、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが各情報提供施設の代理として番組の著作権処理と映像入手を一括して行っていました。

法改正によって許諾処理が必要なくなったとしても、元の映像入手は引き続き必要となります。法改正によって、テレビ放送を録画することで映像の入手は可能になりましたが新たな難題も見えてきました。デジタルテレビ放送には著作権を保護するダビング10規格があり、字幕・手話の付与編集を施すとハイビジョン画質が維持できなくなって、貸出・鑑賞に耐えられる映像資料になりません。字幕や手話を付与する場合に限ってダビング10の適用除外となるような方法を見出す必要があります。

3. 日々の暮らしの基盤づくり

(1) 共用品

ろう者をはじめ、外見だけでは支障がないように見える聴覚障害者でも、日々の暮らしの中で不便なことは、実は、数多くあります。(財)共用品推進機構が、過去に障害者の不便さ調査を障害別に行っています。そこで公開されているアンケートによる調査の報告書からその不便さの内容をうかがい知ることができます。例えば、交通機関で構内放送や車内放送等の音情報が分からないというのはその代表的な例です。現在では、そうした不便さを解消すべく聴覚障害者の助けとなる物が多く出ています。その中で、最初から全ての人々に適合されるように設計された製品を「共用品」と呼びます。

共用品とは、共用品推進機構によれば、一般的に身体的な特性や障害にかかわらず、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービスであることとされており、ユニバーサルデザイン的な考え方が取り入れられていることが分かります。共用品には、多くの人々が利用しやすいよう様々な配慮がなされています。製品・施設・サービスを設計・製造する際にどのような配慮が必要になるのかを、共用品推進機構が以下の「共用品・共用サービス配慮分類」にまとめています。様々な配慮ポイントが書かれていますので、世の中の製品が全てこのような配慮ポイントに基づいて設計・製造されると、ろう者をはじめとする聴覚障害者の不便さも大幅に解消されるでしょう。

共用品推進機構 配慮分類

http://www.kyoyohin.org/01_towa/pdf/suisen03.pdf

(2) 日常生活用具給付制度

障害者が利用する各種の用具や機器は、概して特殊な構造を持つものが多く、それゆえに費用も高額になりがちです。補聴器がそのいい例です。そのため(障害者手帳を保持する)障害者が日常生活を自立した状態で円滑に過ごすために必要な機器の購入を公費で助成する給付制度があります。ただ、給付の決定は各市区町村が行うため、在住地域によって支給される品目の種類等判断が異なる場合があります。また、助成は100%支給されるわけではありません。2006年に障害者自立支援法が施行されてからは1割の当事者負担が原則となりました。ただ、以前の制度の名残で、その品目に設定された基準額の9割を公費負担とするという運用をしている市区町村も少なくありません。しかし、2010年に障害者自立支援法が改正され、低所得(市町村民税非課税)の障害者等に対してのみ、福祉サービス及び補装具に係る利用者の負担が無料となりました。法律の制定・改正は今後も流動的な面があり、障害者にとって不当な制度とな

らないよう注視していく必要があります。

(3) 主な福祉機器の紹介

ろう者をはじめとする聴覚障害者を支援する福祉機器として、「聴覚障害者用屋内信号装置」または「聴覚障害者用屋内信号灯」があります。日常生活に必要な音や信号を光と振動で知らせるもので、従来からあるものとしては「お知らせランプ」(リオン)や「アラートマスター」「ベルマンビジットシステム」(いずれも自立コム)等があります。これらは確かに音を光や振動に変えてくれますが、単品で機能するのは難しいという問題があります。他に、置物型ではなく腕時計型として「シルウォッチ」(東京信友)もあります。来客時の玄関チャイムやFAX、電話の着信などを振動及び文字で知らせるものです。

平成16年6月に消防法が改正され、新築の建物は平成18年6月から、既存の建物は平成20年6月から火災警報器を設置することが義務付けられています。しかし、一般に出回っている火災警報器は単に音が出るだけのものなので、聴覚障害者がいる家庭では、火災警報器の音を振動や光に変える屋内信号装置と組み合わせて設置する必要を強いられてしまいます。例えば、火災警報器の1つである「シルタンちゃん」(東京信友)は「シルウォッチ」と組み合わせることにより、火災発生時に煙を感知すると、音の警報と同時にシルウォッチに電波を送信します。シルウォッチでこの電波を受信すると、振動や文字などで火災の発生を知らせます。また、最近では、匂いで火災発生を知らせる機器も登場してきました。わさびの匂いを使って火災を知らせる「わさび火災警報装置」(販売元:シームス)がそれです。実験では、ほとんどの方が2分以内に匂いに気づき起床したそうです。この装置は、2011年9月に日本人の開発者が「イグ・ノーベル賞」を受賞したこともあって話題になりました。スプレーや電池を販売店で定期的に交換する必要がある等の課題もありますが、嗅覚を活用した即効性のある装置として、一層の活用が期待されています。

ほかに「聴覚障害者用情報受信装置」として「アイ・ドラゴンⅢ」があります。これは、CS障害者放送のデジタル受信機兼文字・字幕放送デコーダであり、設置することで、手話と字幕の番組「目で聴くテレビ」を見ることができます。また、「聴覚障害者用通信装置」として、テレビ電話「フレッツフォンVP2000」があります。同じネットワーク内であればこの端末を利用してテレビ電話による通信を行うことができます。しかし、ネットワークが異なると互換性がなく連絡しあうことができないため、非互換性の解消が課題となっています。

4. 社会参加に向けた自立の基盤づくり

(1) 雇用・就労の促進

① 障害者の雇用の実態

厚生労働省の平成18年実態調査によれば、わが国の(18歳以上の)身体障害者数(在宅)は約348万人とされています。また、身体障害者数は年々増加していますが、増加しているのは主に65歳以上の年齢層であり、18～64歳の年齢層は平成になって以降はほぼ横ばいの状態が続いています。身体障害者のうち、聴覚言語障害者数(在宅)は約34万人とされています。聴覚言語障害者数は、平成になって以降は微減傾向になってはいるものの全体的にはほぼ横ばいと言っている状態が続いています。

身体障害者の雇用者数については、厚生労働省の平成20年度障害者雇用実態調査によれば、従業員5人以上の民間事業所に常用雇用されている身体障害者は約35万人と推定されています。このうち、聴覚言語障害者は、割合で16.8%、すなわち約6万人と推定されており、10年前と同様の推定数となっています。

昨今の不況は平成に入ってから未だ終わることなく続いており、完全失業率はなかなか下がらず、逆に5年前と比べて悪化しています。身体障害者の解雇者数は、2001年度の4,017人を頭打ちに一時は1,000人台まで下がりましたが、2009年度は2,354人と2,000人を超えました。依然として高い水準にあり、ろう者をはじめとする聴覚障害者もこの不況の影響を受けていることは想像に難くありません。

そのような中、民間企業での障害者の実雇用率は年々増加を続けており、2010年度は過去最高の1.68%となったのは明るい材料と言えます。しかし、民間企業の法定雇用率は1.8%であり、実雇用率は未だ法定雇用率を満たしていません。長引く不況の中で、非障害者の不採用や失業が実雇用率を押し上げている側面もあって、依然として雇用の拡大が課題となっています。

② 聴覚障害者の障害特性と雇用の拡大

ろう者をはじめとする聴覚障害者は、外見上は通常の健常者と変わらないため、別名「見えない障害者」とも言われており、聴覚障害というのはなかなか理解されにくい障害となっています。この理解されにくさは、昔に比べ障害者への理解や配慮が進んだ現在でも根強い問題として残っています。聞こえないため不意に声をかけられても直ぐには気がつかず、声をかけた方が相手の耳は聞こえないという事情を知らずに互いに不快な思いをしてしまう、多人数で会話する際は周りの意見が分からず、自分からタイミングよく状況を把握して説明することができない等、コミュニケーションに難があるのが大きな特徴となっています。まずは、こういった障

害特性を人事採用担当等の関係者に具体的に理解していただくことが雇用の拡大のために重要な要素となります。

③職場でのアクセシビリティ・コミュニケーション保障

雇用先の人事担当者等はこのような聴覚障害の特性を理解した上で、聴覚障害者が配属される職場の関係者にも説明し、理解を広げていくことが雇用の定着化のために重要になります。まずは、聴覚障害者のコミュニケーション手段について把握しておく必要があります。コミュニケーション手段には以下の方法があります。

◇筆談

聴覚障害者に書記日本語の理解力がある場合、双方がコミュニケーションを取るのに最も確実な手段と言えます。しかし、理解力に問題がある場合は、筆談する際、理解を容易にするための何らかの工夫が必要になり、通じたかどうかの確認も必要になります。筆談には、やり取りの記録が残るので後で再確認ができるという利点がありますが、実際のやり取りは迅速・効率性に欠け、相手によってはなかなか筆談に応じてくれない場合もあり、この手段自体に心理的な抵抗を持つという問題もあります。

◇手話

お互いに手話ができる場合、コミュニケーション手段の中でも比較的意思の疎通がスムーズにできる手段と言えます。しかし、手話が分からない場合は手話の習得に一定の学習・経験が必要になり、コミュニケーションできるレベルになるためにはかなりの時間を要します。手話ができる聴者があまりいない環境では、なかなか実現が難しい手段と言えます。

◇口話・読話

コミュニケーション手段の中でも一番手軽で即時性のある手段ですが、聴覚障害者が口話・読話できるようになるにはかなりの熟練を必要とします。必ずしも全員が正確にできるわけではありません。仮に口話・読話ができたとしても、意思の疎通はスムーズではなく通じたかどうかの確認も必要になります。相手の唇の動きを絶えず読まなければいけないことから、非常に緊張を強いられストレスがたまりやすい手段です。

◇補聴器

主に伝音性難聴のような症状を持つ難聴者には比較的效果がある手段ですが、騒音の多いところや参加者が多数いる会議では効果が薄れてしまいます。効果を上げるためには、できるだけ少ない人数で静かなところで分かり易く話す等の工夫を行う必要があります。

こうした基本とも言えるコミュニケーション手段には、各々問題があります。それでも、少しでも問題が改善できるようアクセシビリティの向上が望まれてきました。現在はインターネット社会であり、使い勝手が高度に進化した情報通信機器を利用しインターネットを活用することによって、コミュニケーションの不便さが大幅に改善されるようになりました。特に電子メールは、ネッ

トワーク環境の整った職場では最も使われているコミュニケーション手段であり、聴覚障害者にとっても必要不可欠の重要なコミュニケーション手段となっています。その他、チャット、IPメッセージャー等気軽に文字で会話できる、コミュニケーション促進を助ける様々なツールも出ており、それらを組み合わせることでコミュニケーションの一層の円滑化を図ることができます。

また、聴覚障害者が職場で抱える大きな問題の1つに、会議への参加が難しいという問題があります。まだ一部で試行錯誤の段階ではありますが、参加者が多数いる会議の時には音声認識ソフトを利用する等して、音声情報を文字化し、ほぼリアルタイムに情報を取得できるような環境を整えることができれば会議に参加しやすくなります。さらに、手話のできる聴覚障害者の場合、PCを使用した電話（ビデオ）リレーサービスを行えるような環境を整えれば、手話で情報を取得することが可能であり、会議の内容を把握することができます。

(2) 行政対応のアクセシビリティ

日本でも超高齢化社会が到来しており、身体障害者の高齢化は進み、2006年度の65歳以上の割合が全体の60%を超えるまでになりました。そのため、国をあげて高齢者・障害者に優しい社会を目指すべく高齢者・障害者への配慮に係る様々な取組みがなされています。その1つにWebアクセシビリティがあります。Webアクセシビリティとは、Webを利用する全ての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、Webサイトで提供されている情報に容易にアクセスでき、Webコンテンツや様々な機能を利用できることを言います。

「アクセシビリティ」とよく似た言葉に、「ユニバーサルデザイン」「バリアフリー」という言葉があります。各々の言葉の違いをもう少し噛み砕いて言えば、まず「ユニバーサルデザイン」は、ゼロから製品を作る際に、最初から様々なユーザーが利用できるように設計してデザインしていくというアプローチを指します。「バリアフリー」は、そういったことを全く考えずに作られた製品について、後からユーザーにとっての様々なバリアを取り除いていくというアプローチを指します。これらが目指すものは共に、「アクセシビリティ」であり、その基本的な考え方は同じであると言えます。Webコンテンツで例えると、Webサイトの新規開設やリニューアルの企画・設計の段階でアクセシブルなWebサイトを構築しようとするのが「ユニバーサルデザイン」であり、既存サイトのアクセシビリティをリニューアルせずに可能な範囲で改善していくのが「バリアフリー」であると言えます。

Webアクセシビリティは、2004年にJIS（日本工業規格）化されています。JIS X 8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部ウェブコンテンツ」（平成22年改正）が正式名称です。障害者基本法（平成23年改正）第二十二条（情報の利用におけるバリアフリー化等）や工業標準化法第六十七条（日本工業規格（JIS）の尊重）といった法律の後押しもあって、Webアクセシビリティへの積極的な対応が推し進められています。

(3) 情報リテラシーの向上

情報社会と言われている現在、情報通信技術の発展と普及によって、インターネットには情報の洪水と言っていいほど溢れんばかりの情報が流れています。そうした中でインターネットをより活用するために新しい技術を実装した高度な情報通信機器(代表例がスマートフォン)が現れ、以前に比べ機器を使いこなせる者と使いこなせない者との間で情報格差が生じることが多くなってきました。情報格差は単なる情報だけではなく経済・地位等の様々な格差も生み出します。これを「デジタルデバイド」と言い、情報社会における問題の1つとなっています。

使いこなせない理由として情報リテラシーが不足していることがあります。情報通信機器を利用して膨大な情報の中から必要な情報を取得し、分析・整理して活用する能力が不足しているために取り残されてしまうのです。従って、情報格差をなくするためには情報リテラシーの向上が不可欠になります。

情報リテラシーを向上させるためには、教育・研修への参加機会の創出、ろう学校等の教育機関の質的向上、聴覚障害者関連団体における啓発活動等が考えられます。また、多数の人が所有する情報通信機器に備わっている高度な機能が、一部の詳しい人にしか使えていないことは問題です。従って、誰もが使いやすい情報通信機器を開発するよう、「ユニバーサルデザイン」の考え方を社会に浸透させる必要があります。

また、聴覚障害者の障害特性を理解し、必要な情報が取得しやすいようにコミュニケーションツール(システム)の開発を行う必要があります。例として、テレビ電話や電話(ビデオ)リレーサービスを使用した手話による情報取得、及び遠隔手話通訳システムを利用した手話通訳を介した情報取得等が考えられます。

こういったことを社会に浸透させていくことが情報格差解消の一助となり、ろう者をはじめとする聴覚障害者の社会参加の促進につながります。

(4) 参政権における配慮

参政権は、全ての国民が政治に参加する権利であり、ろう者をはじめとする聴覚障害者も例外なくその権利を有しています。従って、国政選挙における政見放送での候補者の政見を他の聞こえる人同様に等しく平等に聞く権利を持っています。しかし、現在の日本では公職選挙法(及びそれに関連する規程等)により様々な制約があります。

1983年の公職選挙法の改正により、(従来から手話通訳を付けることのできた)立会演説会が廃止され、その代わりとしてテレビで政見放送が始まりました。この政見放送は、当初、手話通訳等の情報保障がありませんでした。そのため、各地で政見放送を見る会を作り、ビデオで録画したものを再生しながら傍に手話通訳を付けたりビデオに手話通訳を挿入する等の取組みを行ってきました。

政見放送における情報保障は、長年の運動の結果、1995年に「政見放送及び経歴放送実施規程」が一部改正され、手話通訳については、参議院の比例代表選挙で認められるようになりました。その後、衆議院の比例代表選挙や自分で「持ち込みビデオ」を製作できる衆議院の選挙区選挙にも認められるようになりました。しかし、参議院の選挙区選挙では依然として認められていません。参議院選挙の政見放送は「スタジオ録画方式」に限られるためです。また、手話を使用している聴覚障害者が候補者として政見放送を行う場合、その候補者の手話を読み取って音声化する「読み取り通訳」が必要ですが、公職選挙法では「読み取り通訳」も認めていません（アナウンサーによる代読は可能）。字幕の付与については、衆議院の選挙区選挙でしか認められていません。字幕を付与すると放送局が録画を「加工」することに当たるとしているためです。現在、総務省で政見放送への字幕付与の検討が進められており、将来は全面的に実現する可能性があります。現時点では、字幕の付与がまだ一部でしか認められておらず、手話の分からない聴覚障害者にとっては全く情報が得られない状況となっています。街頭演説においては、手話通訳のほか要約筆記やノートテイクが認められているのみで、OHPや電光掲示板等機器の使用は認められていません。

このように選挙における情報保障はまだまだ一部しか実現されていないのが現状です。それに加え、政見放送や街頭演説等に情報保障を付けるかどうかは政党または候補者の任意となっており、必ず保障されるわけではありません。そのため、ろう者をはじめとする聴覚障害者の参政権は完全に保障されているとは言い難い状況になっています。

ここ数年は情報通信技術の進歩によって、インターネット利用による選挙活動も法律が整備されれば実現可能というところまでできています。しかし、インターネット上で政見発表を動画等で配信する場合、音声情報だけでは聴覚障害をもつ有権者に話の内容が理解できないため、手話通訳や字幕表示を付加することが必要になってきます。また、選挙運動の期間中、選挙関係者は電話を使用することができますが、FAX・メール等の非音声情報は「文書図画の頒布」と見なされ、使用できないことになっています。これは聴覚障害者の選挙参加を阻害する要因にもなっており、全ての選挙において情報保障を義務付け、参政権を確実に保障するよう法律の改正が求められています。

現在、障がい者制度改革推進会議等の場にて、今後の法律の在り方について様々な議論が展開されています。ろう者をはじめとする聴覚障害者の社会への完全参加を実現するための権利保障を、情報通信技術の進歩と併せて新たに制定されるであろう法律に盛り込んでいくことが期待されています。

5. 住みよいまちづくり

(1) 公共交通機関・建築物のバリアフリー化

① バリアフリー新法と情報アクセス

公共交通機関・建築物のバリアフリー化に関連する法律としては、平成18年6月に制定され、同年12月から施行された、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー新法）」があります。バリアフリー新法は、公共交通機関、建築物などの設備、施設を対象にしており、日常生活や社会を営む上で必要とされる移動に対する障壁を解消するための法律です。

この法律を聴覚障害者の情報アクセスの面でみると、主なものとして「視覚情報を提供する」、「筆談用具を設け、筆談用具があることを表示する」の2点が挙げられます。ここで、視覚情報の提供については音声情報の可視化も含めて対応することが望まれます。

② 公共交通機関における情報アクセスのバリアフリー化

公共交通機関においては、以下の対応例により情報アクセスのバリアフリー化を行うことが望まれます。

特に、無人駅において、聴覚障害者のために音声会話以外の情報伝達手段を備える必要があります。また、エレベーター停止などトラブルの発生時において、一般的な緊急連絡ボタンは外部と連絡する際に音声での会話が必要になりますが、聴覚障害者用の緊急連絡ボタンも設置することで、ボタンを押すだけで音声での会話なしに救援の対応が可能となるように配慮することが必要です。

(対応例)

- ・ 駅構内・車内の放送や、非常時における放送（振替輸送の案内等）の可視化（電光掲示板やフラッシュランプ点灯等）。
- ・ エレベーター内の案内（音声情報）の可視化、聴覚障害者用の緊急連絡ボタン設置。
- ・ 手話による対応、筆談器の表示・設置、コミュニケーション支援ボードの設置。
- ・ 公衆FAXの設置及びFAXによる問い合わせ対応（忘れ物等を含む）、音量増幅機能のある公衆電話の設置。
- ・ 無人駅における電光掲示板及びTV電話機能付きインタフォンの設置 等。

(その他、個別事例)

- ・ 公共交通機関等における乗車券の障害者割引購入には障害者手帳の掲示が必須であるため、有人窓口に行く必要がある。障害者手帳等の完全電子化を行うために、各種割引資格のコード化・認証の標準化が望まれる。

- ・ 駅に設置する電光掲示板については、電車が停止した原因、復旧の見通し、振替輸送手段の有無などを即時にかつ簡易な操作で表示させる機能を持たせることが望まれる。また、鉄道関係各社が個々に独自の電光掲示板を開発するのではなく、フォーマット・規格を標準化することが望まれる。
- ・ 新型のバスでは、車内アナウンスによる音声情報を文字で表示する装置が導入されるようになってきている。既存のバスに対しても、GPSと地図情報、停車位置情報等を連携して、現在地と次の停車場所を表示するシステムの実装が望まれる。
- ・ Webでタクシー配車を依頼できるシステム等が徐々に広がっている。旅先ではタクシーが有効な移動手段の一つであるため、どこでも誰でも使いやすいように「ユニバーサルデザイン」の考え方にに基づき、全国共通の配車システムを整備することが望まれる。

③建築物における情報アクセスのバリアフリー化

建築物においては、以下の対応例により情報アクセスのバリアフリー化を行うことが望まれます。

特に、手話、筆談による対応や振動式呼び出し器を用いるなどコミュニケーション面で障壁が残らないように配慮することが望まれます。

(対応例)

- ・ 建物内の放送や非常時における放送（音声情報）の可視化（電光掲示板やフラッシュランプ点灯等）。
- ・ エレベーター内の案内（音声情報）の可視化、聴覚障害者用の緊急連絡ボタン設置。
- ・ 手話による対応、筆談用具の表示・設置、振動式呼び出し器の表示・設置。
- ・ 公衆FAXの設置及びFAXによる問い合わせ対応、音量増幅機能のある公衆電話の設置。
- ・ 避難経路における点滅誘導灯の設置 等。

(2) 防犯、防災における情報アクセスのバリアフリー化

聴覚障害者の情報アクセスに配慮した防災、防犯対策として、「通報（防犯、防災）」及び「避難・災害情報受信」に大別して述べます。

①通報（防犯、防災）

防犯に関する通報手段としては、音声電話に代わってFAXによる通報が可能な「FAX110番」、携帯端末を用いた音声以外の方法で通報可能な「メール110番」、「Web110番」等があります。いずれも、音声以外の方法で通報する仕組みを持っており、各都道府県警察によって仕様や利用方法が異なっています。

火災や救急等の防災時の通報手段としては、上記と同様に「FAX119番」や、「メール119

番」、「Web119番」等があります。地方公共団体によってシステム仕様が異なっています。

音声電話による110番や119番の通報では、全国共通の利用方法で行えるのに対し、FAXや電子メール、Web等の通報の利用方法が全国共通ではなく、地域ごと、管轄ごとに異なる番号やアドレスであったりするため、遠方へ出かけた時に利用しづらい等の課題が残っています。

このように、通報手段の面でみると障壁の解消は大きく進んでいるものの、利用方法の面で障壁が残っているため、どこでも誰でも使いやすいように「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいた利用方法を目指していくことが望まれます。

②避難・災害情報受信

避難や災害に関する情報が防災無線やラジオのみしか配信されない場合、聴覚障害者は情報が入手できず災害弱者になってしまいます。こうした障壁を解消するために、行政自治体によるFAXや電子メールによる情報配信があります。このFAXや電子メールによる情報配信については、配信する自治体において停電や情報通信機器の損傷などにより不通となる場合もあります。停電のための対策としてバックアップ電源を備えるなど冗長性を持たせた強靱なシステムにするほか、広報車やパトカー、消防車に避難・災害情報の電子掲示板を備え付けるなどの多角的な対策を実施することが望まれます。

電子メールによる情報配信に関しては、全国の地方自治体における情報配信サービスの状況について気象庁が行った「携帯電話へのメールサービス等を行なっているかどうかのアンケート調査(平成23年5月)」の結果が以下のページにまとめられています。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/info/jichitai.html>

東日本大震災でICTによる情報流通の重要性を再確認

東日本大震災のときのマスメディアとWebサイトの役割について、情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)情報通信アクセス協議会は下記のように分析しています。

http://www.ciaj.or.jp/access/ceatec/2011/nt10_yamada_111006.pdf

被災地では、災害発生後数時間内に利用したメディアはラジオが67.5%、発生後1週間でもラジオが75%、テレビが71.2%と、通信網が壊滅した状況では新マスメディアよりも旧来メディアの利用率が高かったことがわかっています。一方、旧来メディアでは膨大な情報を全て流すことは出来ず概括的な情報に絞らざるをえなくなり、視聴者が自分の知りたい情報を入手するために、インターネットサイトやツイッター等の新マスメディアが大いに活用されました。発生後1ヶ月で、テレビ90.7%、インターネット78.5%、携帯電話68.6%の利用率があったことがわかっています。聴覚障害者が被災した場合は、聴者の大半

が情報入手に役立ったという「ラジオ」が使えないため、これに代わる通信回線に頼らない情報機器の整備・普及が必要になります。具体的には、電池で駆動し、字幕表示機能がついているワンセグ等があげられます。

一方、内閣官房長官記者会見に手話通訳をつけたときのテレビ中継が中途半端である、Webでのお知らせ等でアクセシビリティに問題が多数発生したなどの課題も浮き彫りになりました。最初からアクセシビリティを満たした環境で作業するように整備しておけば突発的な事態が起きても確実に全ての人へ情報を提供できるので、環境整備を推進したいというまとめになっています。当連盟としてもこの方向で、すべてのメディアの音声情報に対して、文字や手話を日常から当たり前に取り込んで行く環境になるようにしたいと考えます。

また、東日本大震災に限らず大規模な災害は突然襲ってくるため、被害を最小限に食い止めるために日頃の生活における備えや訓練、行政と一体になった地域ネットワークの構築など様々な取組みも必要になってきます。ここにおいても必要な情報の入手方法が課題となります。行政からの情報提供は従来のFAXだけではなく、(利用者からの利用申請を受けた上での)メール配信も増えてきており、今回の震災を教訓として今後全国に広く普及させていくとともに、(予備電源を備えるなどして)災害に強いインフラを確立した上で、聴覚障害者に文字や手話での情報提供や双方向のコミュニケーションを可能にする情報通信機器の備えを万全にし、避難所に避難した場合でも情報・コミュニケーション障害による災害弱者にならないよう配慮を求めている必要があります。

6. 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及

(1) 情報端末

近年は、PC、携帯電話やスマートフォン等、ICTを活用した様々な新技術の実生活への応用が進んでいます。その中で、音声情報のみしか出力されない端末、字幕機能を省いた端末など、聴覚障害者にとって障壁となるものが生まれることがないように留意することが大切です。

情報端末の開発にあたっては、音声情報と同時に文字情報や図形情報が出力されることが望まれます。

(開発例)

- ①環境音を光や文字・手話で視覚表示する機器

音と光で知らせる火災報知器、着信が光でわかるTV電話など、また音の強弱、高低やその他特別な音を色の違う光で表示する携帯機器。

②自分に必要な音だけを判別して知らせる機器

個々の音源にマイクを設置する必要のないもので、玄関のチャイム、赤ちゃんの泣き声、やかんのなる音など、必要な音の時だけ振動などで教えてくれるもの。

③音声認識し文字表示するメガネや携帯可能な支援機器

ノートPCに音声認識ソフトを入れて使うことも可能だが、携帯性は劣る。ある程度の誤認識も許容して、あくまで携帯性のメリットを活かすことが望まれる。メガネタイプの場合は、相手の話したことが字幕として自分だけが見えるよう、透過性のものにすることが望まれる。

④モバイル型遠隔情報保障機器



電話回線とネット回線が同時に利用可能な携帯端末。通常の携帯電話は音声通信機能と文字通信機能を同時に使用することができない。携帯端末のマイクで拾った音声を聞いて、人がPCで文字入力してデータをネット回線で送り表示できる携帯端末。文字サイズ、フォントなど表示が見やすく持ち歩きやすいもの。

(2) 映像伝送

テレビ電話や手話動画配信などの映像を用いたシステムを開発するにあたっては、ストレスなく滑らかに手話を表示するため、1秒間に15～30フレーム程度の送受信ができることが望まれます。

(3) 音声認識・音声合成の活用、日本手話コーパス

音声認識・音声合成の活用にあたっては、音声 $\longleftrightarrow$ 文字・音声 $\longleftrightarrow$ 手話等のメディア変換を自動的に実現する技術が必要になります。前者に関しては音声認識・音声合成がかなりのレベルまで実用化・製品化が進んでいます。後者については手話データベースの構築・手話認識などま

だまだ取り組むべき課題が多く、実用化までには多くの時間がかかるでしょう。しかし、こうしたメディア変換の技術は、今後の発展が期待される手話リレーサービスに応用することが可能であり、ろう者をはじめとする聴覚障害者の社会参加に大きな寄与を果たすことが期待されます。

日本手話コーパスとは、収集した「手話動画」に、「音韻パラメーター表記、意味、その他の様々な解析データ」を貼付したもの（ラベリング）を集積した資料です。手話関係の研究を行っている大学、公共機関、民間研究所等においては「日本語-手話」辞書の編纂は積極的に行われているものの、「手話-日本語」辞書の本格的な編纂は未だ開発途上の段階にあり、手話コーパスの拡充及びそれを利用した検索技術の開発が待たれます。

（4）補聴援助システム

補聴器は、マイクロホンに入ってくる音をすべて拾ってしまうため、周りの雑音にまぎれて聞きたい音が聞きとりにくくなります。一対一での対面会話は聞こえるが、会議、講演会などでは聞きづらい、と言ったことが起こります。

こうした補聴器を援助するシステムとして、磁気ループ補聴システム、FM補聴援助電波を活用したFM補聴システム、赤外線補聴システム、携帯電話音声増幅システム等があります。公共交通機関や建築物の情報アクセスのバリアフリー化と一体化して、これら補聴援助システムも設備や施設に備え付けることが望まれます。

（5）民間事業者への支援

民間事業者への支援として、聴覚障害者当事者団体との連携を図り、当事者の声を反映しやすいように製品・サービスの企画、設計、開発の段階から関与していくような支援体制が望まれます。

（6）製品モニタリング

製品モニタリングとして、製品企画・設計・製造・販売の各プロセスを当事者がチェックするモニタリング体制を構築することが望まれます。モニタリングの実施にあたっては、情報アクセスのバリアフリー化に向けた最低基準および指針を検討し規定する第三者機関とともに、各プロセスの実施状況の監視およびフィードバックを行う仕組みが必要です。

第3章

コミュニケーションの支援

1. 情報保障と情報通信技術

情報通信機器を利用した聴覚障害者のための情報保障には、主に「手話による情報保障」、「音声言語の可視化(特に文字化)による情報保障」、および「音声言語の増幅化による情報保障」があげられます。本章でこの3点について詳しく述べますが、大切なことは、ろう者をはじめとする聴覚障害者たちのそれぞれの特性に応じたきめ細かい情報保障支援がなされるべきこととであり、この考えの基に情報通信技術が有効に活用されるよう心掛けていく必要があります。すなわち、さまざまな情報保障手段が個別に利用されるのではなく、むしろさまざまな情報保障手段を併用し、より多くの情報がろう者をはじめとする聴覚障害者に届くようにすると共に、ろう者をはじめとする聴覚障害者たちが自ら情報を発信することができるような環境を模索していくことが望まれます。

また、情報通信技術においては、情報の双方向性への配慮が欠けがちであり、通訳行為における情報通信技術の活用にあたっての問題になることも少なくありません。この点も、情報通信

技術の特性に応じた活用およびそのような活用に関する知識をろう者をはじめとする聴覚障害者自身が持つようにするなどの工夫が望まれます。

2. 手話による情報保障

手話を第一言語とするろう者たちの中には複雑な日本語の読み書きが得意ではない人もいます。そのようなろう者たちの円滑な情報交換を図るためにも、情報通信機器を利用し、手話を介したコミュニケーション支援の機会を増やしていくことが望まれます。ただ、情報通信機器を利用した手話動画の配信における課題を討論するときは、「通訳行為を伴わない手話動画の配信」と「通訳行為を伴う手話動画の配信」に分けて検討することが望まれます。

(1) 通訳行為を伴わない手話動画の配信

① 手話によるテレビ番組など

「通訳行為を伴わない手話動画の配信」は、NHKの手話ニュースや聴覚障害福祉関係の番組などが代表的な例としてあげられます。しかし、インターネットでの手話動画配信も飛躍的に増えてきており、手話アバター（アニメやコンピュータグラフィックスを利用した手話動画）も増えてきています。このような「通訳行為を伴わない手話動画の配信」に共通することは、ろう者コミュニティを中心としたコミュニティの情報をろう者たちのみならず、手話通訳者や手話学習者たちにも発信していくという姿勢です。それは音声言語を中心とする社会とろう者をはじめとする聴覚障害者の間の情報のやりとりが、ともすれば音声言語を中心とする社会からろう者たちのコミュニティの中に一方的に流れ込むだけというような状況を変えていくための有効な手段にもなり得ると考えられます。このような手話動画の配信活動を支えていくためにも、情報通信技術の更なる開発が求められています。

② 高齢ろう者の対話支援

手話を第一言語とするろう者たちも歳をとれば、手足も不自由になり、仲間であるろう者たちの会合や手話サークルになかなか行けず、自宅にいることが多くなる例も少なくないと見られています。その場合、支援者たちが高齢ろう者たちの家を訪問する他に、情報通信機器を利用して、高齢ろう者たちの自宅を直接訪問することなく傾聴ボランティアのような形で対話支援活動を行うことが考えられます。このような状況を想定して、情報通信機器の扱いに慣れていない、もしくは手足が不自由になった高齢ろう者でも扱いやすい情報通信機器を開発すること

が望まれます。

(2) 通訳行為を伴う手話動画の配信

「通訳行為を伴う手話動画の配信」は、テレビ番組における手話通訳の挿入、情報通信機器を利用したテレビ電話やTV会議の形で実現しています。テレビ電話を利用して、聴覚障害者情報提供施設や行政自治体に駐在する手話通訳者を中継点に据えた手話通訳リレーサービスを広めていくことは、手話通訳者がほとんどいない地域に住むろう者をはじめとする聴覚障害者のためのサービスに有効であると考えられます。

ただ、聴覚障害者は「移動に伴う障害」がほとんどないため、手話通訳が必要になる場面は自宅以外であることが多くなる傾向があります。したがって、今後は、自宅以外の場面でも手話通訳リレーサービスを簡単に利用できる情報通信機器の開発が求められます。既に、スマートフォンを利用して手話で会話するシーンも見られるようになっていますが、将来はスマートフォンなど、手軽に使える情報通信機器を活用した遠隔地手話通訳リレーサービスの利用が広がることが望まれます。

また、ろう者が参加している会議に立ち会う手話通訳者がおらず、離れた場所で会議の内容を通訳する手話通訳者の映像を情報通信機器を経由して配信する場合は、会議に出席しているろう者が会議の進行を把握して自分の意見をタイミングよく発言することができるよう、現在の技術を改良することが望まれます。このような情報通信機器を経由した遠隔地手話通訳リレーサービスの活用が増えれば、「いつでも」「どこでも」手話通訳を利用することが可能になり、ろう者をはじめとする聴覚障害者の社会参加が促されることが期待されます。

3. 音声言語の可視化(特に文字化)による情報保障

テレビ、ビデオ、インターネットなどにおける音声言語情報を字幕化することは、ろう者をはじめとする聴覚障害者にとって情報アクセスのバリアフリー化につながる大切な技術です。現状では、従来の手書き要約筆記やPC通訳といった範囲に留まり、音声言語の可視化(特に文字化)による情報保障活動に大きな進展が見られていません。

しかし、通訳活動の基本は情報の双方向性にあることを考えれば、手話がわからない聴覚障害者が手話通訳と同じように、「いつでも」「どこでも」音声言語の可視化による情報保障を利用できるような方法を模索していくことが求められます。具体的には、音声言語を自動翻訳して文

字化するような機器の開発が待たれています。現在、テレビのニュースの字幕などで利用されていますが、個人が気楽に利用できるような水準には達しておらず、今後に期待したいものです。

4. 音声言語の増幅による情報保障

補聴器や磁気ループのような機器も聴覚障害者のための機器としての大切な役割を果たしています。最近では、人工内耳を装着する者が増加し、聴覚障害者といえば手話か字幕といった従来の概念が大きく変わろうとしています。今後も、人工内耳を装着した聴覚障害者に向けた分野でのさまざまな情報通信機器が開発され、聴覚障害者の情報獲得に貢献することが予想されます。しかし、人工内耳や補聴器のような機器が発達すれば、手話や字幕などはいらなくなるといった誤った考えがはびこることのないよう、私たちは注意しなければなりません。

5. その他

ろう者をはじめとする聴覚障害者に加えて、聴覚障害と視覚障害を併せ持つ「盲ろう者」への支援活動にも目が向けられ、「盲ろう通訳介助員」の養成および派遣事業も増えてきています。しかしながら、盲ろう通訳介助員の人数が足らず、手話通訳者や要約筆記奉仕員の不足問題以上に深刻な事態となっています。この問題の解決のためにも盲ろう者のコミュニケーション支援に向けた情報通信技術の開発が待たれています。特に盲ろう者の場合、ろうベースであるか、盲ベースであるかなど、障害を負った経緯によって必要とするコミュニケーション手段が多岐に及ぶため、盲ろう者の特性および要望を十分に把握しながら技術の開発を行うことが望まれます。

第4章

聴覚障害者のリレーサービスの 国内外動向調査研究報告

1. 調査研究の概要

本書の前半でも述べたように、電話リレーサービスは、世界中をくまなく覆っている「音声電話」のネットワークを、ろう者をはじめとする聴覚障害者が利用可能になるための画期的なサービスです。しかし、日本では電話リレーサービスの普及が進んでいません。電話リレーサービスは、ろう者をはじめとする聴覚障害者の社会参加を促進する上で不可欠なものであると考えられるため、本サービスの普及に向けた課題を整理することを目的に国内外での動向について調査していくこととしました。調査は、

- ・インターネットで公開されている公式文書の調査
- ・世界ろう者会議の場を利用した現地調査
- ・世界各国のろう者団体へのメールによるヒアリング

などの方法により行いました。時間の制約もあって十分とは言えませんが、次節以降に調査結果を簡単に報告します。

2. 国外における動向

(1) 概要

電話リレーサービスは、TDD (Telecommunication Device for the Deaf) と呼ばれる文字電話の利用から始まったこともあり、米国・カナダ・EU諸国・オーストラリア・ニュージーランドなど、ラテン文字の言語圏を中心とした先進国において普及が進んでいます。それ以外では、韓国・日本において実施されているのみで、他のアジア諸国・アフリカなどでは実施例の報告がなく、ほぼ皆無に近い状態と考えられています。こうした国においていかに電話リレーサービスを導入していくかも大きな課題と思われます。

(2) 米国

米国は、世界で最初(1960年代)に電話リレーサービスを実施した国です。開始当初はTDDを利用するタイプのみでしたが、現在では、テレビ電話を用いたVRS (Video Relay Service; ビデオリレーサービス) やインターネットを用いたIPリレーサービスなど、様々なタイプのサービスが提供されています。特に、主にアメリカ手話によりコミュニケーションしているろう者の間ではVRSの普及が急速に進んでいる由です。

ADA法にも電話リレーサービスの提供義務が明確に規定されていることから、通信料金(公衆電話網の通話料やインターネットへの接続料など)以外の自己負担は一切なく、24時間・365日いつでも利用可能な環境が実現しています。

サービス運営のための資金は、通信事業者が全てのユーザーから毎月少額ずつ徴収する「ユニバーサルサービス料」によりまかなわれており、資金の管理はFCC(連邦通信委員会)が行っています。

(3) EU諸国

EU圏内では、国境を越えた交流が盛んなこともあり、EU諸国で実施されているリレーサービスの整合を取るために、ETSI (European Telecommunication Standards Institute; 欧州電気通信標準化機構) という組織により、EU圏内における電話リレーサービスの標準化作業が進められています。

EU諸国における電話リレーサービス実施状況は、2009年時点で、以下のようになっています。

○:実施中 △:計画中 -:未実施

サービス 内容	文字リレーサービス				ビデオリレーサービス		音声リレー サービス
	PSTN (一般加入 電話網)	WWW テキスト	FAX	IP網	手話	文字	
アイルランド	○	-	-	-	-	-	-
イタリア	○	-	-	-	-	-	-
英国	○	-	-	-	○(H.323)	-	-
オランダ	○	-	-	-	-	-	-
ギリシア	○	-	-	-	-	-	-
スイス	○	-	-	-	-	-	-
スウェーデン	○	○	○	-	○(SIP、 Web、3G)	-	○
スペイン	○	-	-	-	-	-	-
デンマーク	○	-	-	-	△(SIP)	-	-
ドイツ	○	○	-	-	△(SIP)	-	-
ノルウェー	○	-	-	-	○(SIP)	-	-
フィンランド	○	-	-	-	-	-	-
フランス	○	-	-	△(SIP)	△(SIP)	△(SIP)	-
ベルギー	-	○(インタ ーネットメッ セージ)	-	-	-	-	-

出典:“Human Factors(HF); Telecommunications relay services”

ETSI TR 102 974 v1.1.1(2009年9月)

2009年時点で、英国・北欧諸国など十数カ国で文字電話によるリレーサービスが実施されており、ほぼ例外なく、

- 24時間・365日実施
- 国からの支援により聴覚障害者の自己負担なしで利用可能

となっています。また、テレビ電話によるビデオリレーサービスは、計画中のところも含めて、英国・デンマーク・フランス・ドイツ・ノルウェー・スウェーデンの6カ国で実施される由です。2011年7月に南アフリカにおいて実施された世界ろう者会議でのヒアリング調査によると、フィンランドでも2012年末までにビデオリレーサービスを実施予定ということで、おそらく現在ではもっと多くの国々において様々なタイプのリレーサービスの実施が進むものと考えられます。

(4) 韓国

2011年7月に南アフリカで開催された世界ろう者会議におけるヒアリングの結果、日本と同じアジア地域に属する韓国においてリレーサービスが実施されていることが判明し、メールによる事前ヒアリングと現地調査を実施しました。



サービス開始は2005年11月で、NIA(National Information Society Agency;韓国情報化振興院)が国からの予算を受けて実施しています。NIA以外に、京畿道(キョンギド;「道」は日本の都道府県に該当する)という地域においても、京畿道聾啞協会が京畿道民を対象としたリレーサービスを行政の予算で実施しているということです。ソウル特別市ろうあ協会中区支部でも、手話通訳事業の一部として、職員がいる時間帯にテレビ電話の中継サービスを実施しています。韓国では、ろうあ協会の中に手話通訳事業が入っているため、このようなサービスが可能となっているようです。



以下に、NIAに対するヒアリング及び現地調査の概要を示します。

NIAでは、

- ・ WWWによるリレーサービス(ビデオとテキスト双方をサポート)
- ・ NateOn(韓国で開発されたメッセージングソフト;ビデオとテキストともに利用可能)によるリレ

ーサービス

- ・ SIPテレビ電話によるビデオリレーサービス
- ・ W-CDMA携帯電話に標準で搭載されているテレビ電話によるリレーサービス
- ・ SMS(ショートメッセージサービス)を利用したリレーサービス
- ・ 公衆電話網を利用したリレーサービス(聴者から聴覚障害者への通話の際に利用)

の方式をサポートしており、来年以降にはスマートフォンを利用したビデオリレーサービスも開始される予定であるということです。リレーサービスの利用料は無料で、24時間・365日いつでも利用可能となっています。携帯電話・SIPテレビ電話・公衆電話を利用する場合には、全国統一の番号(1599-0042)へかけることになっています。

NIAは、韓国政府が、国民の情報格差を解消する計画の一環としてろう者のコミュニケーションを支援するため、電話リレーサービスとビデオリレーサービスを提供する目的で、2005年に設立されました。サービス開始当初はユーザーが200人程度で利用が少なく、オペレーターも3人しかいなかったのが、ろう者の間の口コミにより認知が広がっていき、現在では2万人(韓国におけるろう者人口が約25万人と推定されるので、10%程度の普及率)のユーザーがおり一ヶ月に4万コールを超える利用件数となり、30人いるオペレーターの増員も検討している状況であるということです。

NIAでのリレーサービス運営の予算は年間15億ウォン(約一億円)で、そのうち人件費が10億ウォン程度(約七千万円)、1～2億ウォン(七百万～千四百万円)はサービス提供時に発生する通話料、などとなっています。

NIAにおける現在のサービス内容では、WWWやNateOn等インターネットを経由する場合には、聴覚障害を持つユーザーの通話料の負担は発生しないため、一般の電話利用者と比較すると聴覚障害者は有利になっています。現在はまずサービス普及を第一に考えているため無料としていますが、将来的には聴覚障害ユーザーと一般の電話ユーザーとで負担が同等になるよう、通話料相当分を聴覚障害ユーザーに負担してもらうことも検討しているということです。その他、サービスのより一層の普及と一般への啓発の促進、犯罪目的で利用されたときのオペレーターの身分保障のための法律整備などが今後の課題として挙げられています。

また、警察(韓国では「112」)・消防署や救急車(韓国では日本と同様に「119」)などの緊急通報サービスについて、リレーサービス経由での利用も可能となっています。そのほかに、携帯電話のSMSを用いて通常と同様の番号(「112」や「119」)への通報が可能となっているそうです。さらに、来年以降には、携帯電話のテレビ電話機能を用いて「119」へ手話で通報することも可能になるようです。

3. 国内における動向

日本においても、1990年代からさまざまな形で電話リレーサービスが実施されてきました。しかし、以下に示す理由により、ほぼ例外なく数年でサービス停止に追い込まれています。

- ・ サービス提供時間が平日の昼間に限定されている
- ・ 行政からの支援がないか、あっても1～2年限りであるため、有料である

そうした中で、宮城県仙台市に本社を持ち、10年近く継続的にリレーサービス事業を行っている会社を対象に、ヒアリングを実施しました。以下、内容を簡単にまとめます。

この会社では、「リレーサービス」ではなく「代理電話」としており、その理由として、一般の人にはリレーサービスと言っても通じないが「代理電話」なら理解してくれることをあげていました。サービスを利用する際のアクセス手段は下記のとおりです。

- －FAX
- －メール(携帯、PC)
- －チャット(各種メッセージングソフト)
- －テレビ電話(NTTのフレッツフォン、スカイプ、MSNメッセージャー、MacのichatやFacetimeなど)

現在は、インターネット接続速度の向上もあり、どのテレビ電話ソフトでも「それなりに使える」レベルに達しているということです。今後も新たな技術・ソフトが出てくるので、その時々で便利に使えるものを使えばよいというスタンスであり、無理にアクセス手段を統一することはないが、各ソフトの互換性を確保することは必要ではないかとのことでした。

この代理電話サービスは現在ユーザー数500人程度で一ヶ月に500～1000コール程度の利用がある由です。オペレーターは5名体制で、時には5名全員が対応して受付できないこともあるそうです。オペレーターはいろいろな人と電話で対応するので、社会人としてのマナー教育にはかなり力を入れており、守秘義務も厳しく課していて一人前になるのに大体2～3年にかかるということでした。

利用料は「1回315円」から「月5000円で使い放題」までありますが、この料金でも、情報通信機構の支援(事業経費の半額)を含めてもまだ赤字ということでした。しかし、サービスの便利さがわかると、「お金を払ってでも使う」ということでヘビーユーザーになる例も多く、リレーサービスへのニーズは絶対にあると考えられます。

現在のサービス提供時間は毎日朝8時から夜8時までであり、24時間・365日サービス実施には、やはりコストが大きな壁になっています。ユニバーサルサービス料による基金化など、何らかの支援が絶対に必要ようです。

また、現在の代理電話サービスはろう者をはじめとする聴覚障害者ユーザーからの発信のみで、逆の方向（聴覚障害者ユーザーへの着信）には対応できていません。FAXやメールにより非リアルタイム手段での利用も多く、事業者側での負担が大きいことが大きな理由だということでした。

4. その他

ITU-T (International Telecommunication Union Telecommunication Standardization Sector; 国際電気通信連合電気通信標準化部門) は国連傘下の機関で、通信分野の様々な技術・サービスの国際的な標準の策定を担当しています。現在、ITU-Tにおいて、電話リレーサービスの国際標準化作業が欧米を中心に進められています。現時点では、まだ叩き台程度の案となっていますが、

- ・ サービスの提供方式
- ・ 課金体系
- ・ 運営資金の調達法
- ・ サービスの提供内容
- ・ サービスの品質

などが細かく規定される見通しです。日本ではリレーサービスが本実施に至っていないこともあり、標準化作業に積極的に関与する段階ではありませんが、ろう者をはじめとする聴覚障害者の社会参加を実現する上で重要なサービスであるだけに、その標準化の動向を注視し、情報収集につとめていくこととしています。

米国「21世紀における通信および映像アクセシビリティ法」

本資料は次の原文を全日本ろうあ連盟で試訳したものです。

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-111publ260/pdf/PLAW-111publ260.pdf>

合衆国法典 111-260
第111連邦議会
2010年10月8日 [S. 3304]

障害のある人々が現代の通信手段にアクセスすることを促進するための、およびその他の目的のための法律

アメリカ合衆国上院議会および下院議会において制定

第1条 法律の呼称、目次

(a) 法律の呼称—この法律は、「21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版 (Twenty-First Century Communications and Video Accessibility Act of 2010)」と称することができる。

(b) 目次—

- 第1条 法律の呼称、目次
- 第2条 責任に関する制限
- 第3条 特許技術

第1編—通信アクセス

- 第101条 定義
- 第102条 補聴器との互換性
- 第103条 リレーサービス
- 第104条 次世代通信サービスおよび機器へのアクセス
- 第105条 ユニバーサルサービス
- 第106条 緊急時のアクセスに関する諮問委員会

第2編—映像プログラム

- 第201条 映像プログラムおよび緊急時のアクセスに関する諮問委員会
- 第202条 映像解説およびクローズドキャプション
- 第203条 クローズドキャプションデコーダーおよび映像解説機能
- 第204条 デジタル機器のユーザーインターフェース
- 第205条 ナビゲーション機器上で提供される映像プログラムのガイドおよびメニューへのアクセス
- 第206条 定義

第2条 責任に関する制限

- (a) 総則—サブセクション(b)において定める例外を除き、映像プログラム、オンライン・コンテンツ、アプリケーション、サービス、次世代通信サービス、または次世代通信サービスを提供またはそれにアクセスするために使用する機器に関し、以下の行為を行う限りは、何人も、この法律(およびこの法律によって改正または付加されるコミュニケーション法1934年版の法的条項)において定める要求を満たさなくても責任を負わないものとする。
- (1) 第三者による次世代通信サービスの提供を通して利用可能となる通信を送信、発信または、中間的または一時的な記憶装置に保存すること。
 - (2) 映像プログラム、オンライン・コンテンツ、アプリケーション、サービス、次世代通信サービス、あるいは次世代通信サービスを提供またはそれにアクセスするために使用される機器へのアクセスをエンドユーザーが獲得できるよう、ディレクトリー、インデックス、レファレン

ス、ポインター、メニュー、ガイド、ユーザーインターフェース、ハイパーテキストリンクといった、情報のロケーションを示すツールを提供すること。

- (b) 例外—映像プログラム、オンライン・コンテンツ、アプリケーション、サービス、次世代通信サービス、あるいは次世代通信サービスを提供またはそれにアクセスするために使用される機器に関する、この法律(およびこの法律によって改正または付加されるコミュニケーション法1934年版の法的条項)で定める要求に適合するために、第三者のアプリケーション、サービス、ソフトウェア、ハードウェア、または装置に依存する者は何人も、サブセクション(a)における責任に関する制限を適用されないものとする。

第3条 特許技術

連邦通信委員会(Federal Communications Commission)がこの法律またはこの法律によってなされる改正事項を施行するに行ういかなる行為も、特許技術の使用または抱合(incorporation)を命じるものではない。

第1編—通信アクセス

第101条 定義

コミュニケーション法1934年版(Communications Act of 1934) (47 U.S.C. 153)の第3条を、以下の通り改正する。

(1) 条文の末尾に以下のパラグラフを追加する。

「(53) 次世代通信サービス—「次世代通信サービス(advanced communications services)」とは、以下のことである。

- (A) 相互接続によるVoIPサービス。
- (B) 非相互接続によるVoIPサービス。
- (C) 電子メッセージサービス。 および
- (D) 双方向テレビ会議サービス。

(54) 消費者発信型メディア—「消費者発信型メディア(consumer generated media)」とは、消費者によって創作されオンラインウェブサイトやインターネット上のサービスで利用可能とされるコンテンツのことであり、映像、音声、マルチメディアコンテンツを含む。

(55) 障害—「障害(disability)」とは、障害のあるアメリカ人法1990年版(Americans with Disabilities Act of 1990) (42 U.S.C. 12102)の第3条においてこの用語に付与される意味を持つものである。

(56) 電子メッセージサービス—「電子メッセージサービス(electronic messaging service)」とは、通信ネットワーク上で個人同士がリアルタイムまたはほぼリアルタイムに交わされるテキスト形式の非音声メッセージを提供するサービスのことである。

(57) 相互接続によるVoIPサービス—「相互接続によるVoIPサービス(interconnected VoIP service)」とは、連邦規則集(Code of Federal Regulations)第47編第9.3条においてこの用語に与えられる意味を持つものであり、この条項は状況の変化に応じて改正されることがある。

(58) 非相互接続によるVoIPサービス—「非相互接続によるVoIPサービス(non-interconnected VoIP service)」とは、以下の通りである。

- (A) 以下のサービスを意味する。
- (i) インターネットプロトコルまたはそれに代わるプロトコルを使用してユーザーのロケーションから発信またはそこに到達するリアルタイムの音声通信を可能とし、かつ
 - (ii) 加入者宅内装置と互換性をもつインターネットプロトコルを必要とするサービス。

(B) 相互接続によるVoIPサービスであるいかなるサービスをも含まない。

- (59) 双方向テレビ会議サービス—「双方向テレビ会議サービス(interoperable video conferencing service)」とは、音声を含むリアルタイムの映像通信を提供するサービスのことであり、ユーザーの選択によりユーザー同士が情報を共有することを可能とするものである。」
- (2) パラグラフ(1)から(52)およびこの条項のパラグラフ(1)によって追加されたパラグラフを、パラグラフの見出しに基づいてアルファベット順に並び替え、順番に従って番号を付与する。

第102条 補聴器との互換性

(a) 互換性の要件—

- (1) 障害者のための電話サービス—コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 610(b)(1))の第710(b)(1)条を改正し、以下の通り読み替える。

「(b)(1)パラグラフ(2)および(3)およびサブセクション(c)で提示する例外を除き、委員会は次のことを求めるものとする。すなわち、このパラグラフで記述する加入者宅内装置が、電話が補聴器との互換性に関して技術的な基準を満たし補聴器が電話と互換性を持つように設計されている限り、補聴器を効果的に使用するための内部的な手段を提供することである。このパラグラフで記述する加入者宅内装置とは、以下の通りである。

(A) 不可欠であるすべての電話。

(B) 補聴器互換性法1988年版(Hearing Aid Compatibility Act of 1988)が制定された日から1年を経た後にアメリカ合衆国内で製造されるすべての電話(輸出用を除く)、または同制定日から1年を経た後にアメリカ合衆国内で使用するために輸入されるすべての電話。

(C) 次世代通信サービスに使われるすべての加入者宅内装置であって、機能の面で電話と同等の様式で耳に当てることを想定した内蔵型スピーカーを通して双方向の音声通信を提供するように設計され、サブセクション(e)の委員会が定める規則の対象となるもの。

- (2) 追加の改正事項—コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 610(b))の第710(b)条をさらに以下の通り改正する。

(A) パラグラフ(2)において—

(i) サブパラグラフ(A)において—

(I) (i) 節に先行する事項において—

(aa) 「最初の」を削除する。

(bb) 「補聴器互換性法1988年版の制定日の後、このサブセクションの」を削除する。

(cc) 「このサブセクションのパラグラフ(1)(B)」を削除し、「パラグラフ(1)のサブパラグラフ(B)および(C)」を追加する。

(II) (ii) 節の末尾に「および」を追加する。

(III) (iii) 節を削除する。 および

(IV) (iv) 節を(iii) 節と変更する。

(ii) サブパラグラフ(B)を削除し、サブパラグラフ(C)をサブパラグラフ(B)と変更する。

(iii) (変更後の)サブパラグラフ(B)において—

(I) 最初の1文を削除し、次の語句を追加する。

「委員会は、このパラグラフのサブパラグラフ(A)において記述する電話およびその他の加入者宅内装置に関する免除事項を実際に継続することについての妥当性を、定期的に調査するものとする。」

(II) (iii) 節および(iv) 節において、「パラグラフ

(1)(B)」を削除し、「パラグラフ(1)のサブパラグラフ(B)または(C)」を追加する。

(B) パラグラフ(4)(B)において—

(i) 「公共の移動」を削除し、「公共の移動とともに利用される電話」を追加する。

(ii) 「手段」の後に、「とともに全体的または部分的に使用される電話およびその他の加入者宅内装置」を追加する。

(iii) 「公共の地上移動電話サービス」の後の「および」を削除し、「または」を追加する。

(iv) 「のパート22」を削除する。 および

(v) 「規則集」の後に、次の語句を追加する。「または、同等の機能を持つライセンス不要のワイヤレスサービス」。

(C) パラグラフ(4)(c)において—

(i) 「『私的な無線サービス』とは」を削除し、「『私的な無線サービス』に使用される電話』とは」を追加する。 および

(ii) 「手段」の後に、「とともに全体的または部分的に使用される電話およびその他の加入者宅内装置」を追加する。

(b) 技術的な基準—コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 610(c))の第710(c)条を改正し、末尾に以下の文章を追加する。「電話またはその他の加入者宅内装置は、市民の参加プロセスと利害関係のある消費者ステークホルダー(このセクションの目的のために委員会が定める)への意見聴取を通じて形成された、然るべき技術的な基準に適合するものである限り、このセクションの目的のために補聴器との互換性が考慮されるものとし、その期限は委員会が別途定める。委員会は、上記の技術的な基準を設定または承認するにあたって、聴力を喪失した人を含めた、市民の意見を聴くものとする。委員会は、第5(c)条に準じた被雇用者にこの権限を委任することができる。委員会は、基準がこのセクションの要件を満たしているかについて最終的な採決権を保持するものとする。」

(c) 規則の制定—コミュニケーション法1934年版の(47 U.S.C. 610(e))第710(e)条を以下の通り改正する。

(1) 「障害」を削除し、「損失」を追加する。 および

(2) 末尾に次の1文を追加する。「サブセクション(b)(1)

(c)の条項を実行するにあたり、委員会は、以下の各項に照らして必要な程度に適切なタイムテーブルまたはベンチマークを使用するものとする。すなわち(1)技術的な実現可能性、または(2)新しい技術のユーザーに対する市場性または利用可能性である。」

(d) 解釈の規則—コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 610(h))の第710(h)条を改正し、以下の通り読み替える。

「(h) 解釈の規則—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版のいかなる条項も、その法律の制定日において、連邦規則集第47編第20.19条で事前に定められた委員会の規則を修正すると解釈してはならないものとする。」

第103条 リレーサービス

(a) 定義—コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C.225(a)(3))の第225(a)条のパラグラフ(3)を改正し、以下の通り読み替える。

「(3) 電話リレーサービス—『電話リレーサービス』(Telecommunications Relay Services)とは、ろう者、難聴者、盲ろう者である、または言語障害を持つ個人が、言語障害を持たない聴者である個人が有線または無線で音

声通信サービスを利用して通信するのと機能的に同等の様式で、1人または複数の個人との有線または無線による通信に関与することを可能とする電話通信サービスのことである」

(b) インターネットプロトコルに基づくリレーサービス—上記の法律(47 U.S.C. 610以降)の第Ⅶ編を改正し、以下の条項を追加する。

「第715条 インターネットプロトコルに基づくリレーサービス 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日付から1年以内に、相互接続によるVoIPサービスプロバイダーおよび非相互接続によるVoIPサービスプロバイダーは、同法律の制定日において、連邦規則集第47編64.604(c)(5)(iii)で設立された電話通信リレーサービス基金に参加し、貢献を行うものとする。その様式については、上記の基金に対する他の貢献者が担う義務と一貫し比肩しうる義務を上記のプロバイダーが与えられるように、委員会が規則によってあらかじめ定めるものとする。」

第104条 次世代通信サービスおよび機器へのアクセス

(a) 第Ⅶ編の改正—コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 610以降)の第Ⅶ編を、第103条での改正に加えて以下の条項を新たに追加し、改正する。

「第716条 次世代通信サービスおよび機器へのアクセス (a) 製造—

(1) 総則—サブセクション(e)に準じて設定された規則の適用日以降に製造され、その規則の対象となる機器に関して、エンドユーザー機器、ネットワーク機器、ソフトウェアを含む次世代通信サービスに利用される機器の製造者は、製造者が州を越えた取引において販売または他の手段で供給する機器およびソフトウェアが、このサブセクションの要件が達成不可能な場合を除き、障害のある個人にとってアクセシブルであり使用可能であることを保障しなければならない。

(2) 産業界のフレキシビリティ—上記の機器の製造者は、パラグラフ(1)で定める要件を以下の方法で満たすことができる。

(A) 製造者が提供する機器が、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用することなく、障害のある個人にとってアクセシブルであり、利用可能であることを保障すること。または

(B) 製造者が選択する場合、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用でき、それが消費者にとって低価格で入手可能であって障害のある個人がアクセスできるものであること。

(b) サービスプロバイダー—

(1) 総則—サブセクション(e)に準じて設定された規則の適用日以降に提供され、その規則の対象となるサービスに関して、次世代通信サービスを提供するプロバイダーは、プロバイダーが州を越えた取引においてまたは州を越えた取引に影響する形で提供するサービスが、このサブセクションの要件が達成不可能な場合を除き、障害のある個人にとってアクセシブルであり使用可能であることを保障しなければならない。

(2) 産業界のフレキシビリティ—上記のサービスプロバイダーは、パラグラフ(1)で定める要件を以下の方法で満たすことができる。

(A) プロバイダーが提供するサービスが、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用することなく、障害のある個人にとってアクセシブルであり、利用可能であることを保障すること。または

(B) プロバイダーが選択する場合、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア

ア、加入者宅内装置を利用でき、それが消費者にとって低価格で入手可能であって障害のある個人がアクセスできるものであること。

(c) 互換性—サブセクション(a)または(b)で定める要件が達成不可能な場合、製造者またはプロバイダーは、このサブセクションの要件が達成不可能な場合を除いて、その機器またはサービスが、障害のある個人がアクセスを達成するために一般的に利用している既存の周辺機器または特別に設定された加入者宅装置との互換性を保障しなければならない。

(d) ネットワークの特性、機能、能力—次世代通信サービスを提供するプロバイダーは、アクセシビリティまたは利用可能性を妨げるネットワークの特性、機能、能力をインストールしないようにする義務を負う。

(e) 規則—

(1) 総則—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日付から1年以内に、委員会は、この条項を施行するために必要とされる規則を公布するものとする。規則を制定するにあたり、委員会は以下のことを行う。

(A) 次世代通信サービスおよび次世代通信サービスに利用される機器のアクセシビリティ、利用可能性、互換性が、障害のある個人にとって保障されるように、達成目標を含めること。

(B) 次世代通信サービス、次世代通信サービスに利用される機器、または次世代通信サービスを提供するために利用されるネットワークを通じて送信される情報コンテンツにアクセシビリティが抱合されているときに、情報コンテンツのアクセシビリティを、次世代通信サービス、次世代通信サービスに利用される機器、および次世代通信サービスを提供するために利用されるネットワークが損なうまたは妨げることがないように規定すること。

(C) 製造者、サービスプロバイダー、およびサービスプロバイダーのネットワークにアクセスするアプリケーションまたはサービスの提供者が負うべき、この条項における義務を定めること。

(D) 委員会が、製造者およびサービスプロバイダーが(a)から(c)までのサブセクションに従う際に必要な免責事項として技術的な基準を採用する場合を除いて、技術的な基準について命じることがないこと。

(2) ガイドライン案—委員会は、この条項の要件に関して製造者またはプロバイダーに対するガイドライン案を発行するものとする。

(f) 第255条の対象となるサービスおよび機器—この条項の要件は、相互接続によるVoIPサービスを含めて、21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版の制定日より前の日に第255条の対象となるサービスまたは機器には適用されないものとする。上記のサービスおよび機器は、第255条の要件の対象となるものとする。

(g) 達成可能な定義—この条項および第718条の目的において、「達成可能(achievable)」とは、合理的な努力または出費のことであり、委員会によって決定される。条項の要件が達成可能であるかどうか決定するにあたり、委員会は以下の要素を考慮するものとする。

(1) 当該の機器またはサービスに関して、この条項の要件に合わせるために必要とされる諸段階に関する性質と経費。

(2) 新しい通信技術の開発および配備を含めた、製造者またはプロバイダーの運用および当該の機器またはサービスの運用にかかる技術的および経済的な影響。

(3) 製造者またはプロバイダーの運用タイプ。

(4) 当該のサービスプロバイダーまたは製造者が、多様な幅を持つ機能性と特性を含み、異なる価格設定で提供されるアクセシブルなサービスまたは機器を

提供する範囲。

(h) 委員会のフレキシビリティー

- (1) 免責—委員会は、次世代通信サービスの製造者またはプロバイダーその他利害関係のある者からの申し立てに対して、この条項の要件を免責する権限を有するものとする。その対象となる、次世代通信サービスを提供または同サービスにアクセスするのに利用される機器の特性または機能、同機器群、次世代通信サービスのプロバイダーまたは同サービス群は、以下の通りである。
 - (A) 次世代通信サービスにアクセス可能であるもの。および
 - (B) 多目的のために設計されているが、次世代通信サービス以外を主たる目的として設計されたもの。
- (2) 少量生産物に対する免除—委員会は、少量生産物に対してはこの条項の要件を免除することができる。
- (i) カスタマイズされた機器またはサービス—この条項は、カスタマイズされた機器またはサービスであって、公共に直接提供されるのではないもの、あるいは事実上公共に利用可能となる類のユーザーに直接提供されるのではないものについて、利用される機能にかかわらず適用されないものとする。
- (j) 解釈の規則—この条項は、次世代通信サービスに利用される機器の製造者または次世代通信サービスのプロバイダーがすべての機器またはサービスのすべての特性および機能をすべての障害者にアクセシブルにすることを要求するとは解釈されないものとする。」

「第717条 実施および記録義務

- (a) 苦情申し立てと実施の手順—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版の制定日から1年以内に、委員会は、第255条および第716条および第718条に違反することを告発する公式および非公式の苦情を申し立てるための規則を制定し、上記の違反に関して委員会が実施する活動の手順を制定し、上記の条項の対象となる製造者およびプロバイダーが担うパラグラフ(5)の記録義務を実行するものとする。上記の規則は、以下の条項を含むものとする。
 - (1) 費用の不要—委員会は、第255条および第716条および第718条に違反することを告発する苦情を申し立てる個人にいかなる費用をも請求しないものとする。
 - (2) 苦情の受理—委員会は、第255条および第716条および第718条に違反することを告発する苦情の受理について、独立したかつ特定可能な電子・電話・対面による受理窓口を設けるものとする。
- (3) 委員会に対する苦情申し立て
 - (A) 総則—第255条および第716条および第718条の対象となる機器の製造者またはサービスのプロバイダーが上記の条項に違反することを告発する者は、委員会に対して公式または非公式の苦情申し立てを行うことができる。
 - (B) 非公式の苦情申し立てに対する調査—委員会は非公式の苦情申し立てによる告発を調査し、苦情申し立てが委員会に対してなされた日から180日以内に、苦情申し立ての内容が同日までに解決された場合を除いて、調査を結論づける命令を発するものとする。命令は、違反があったかどうかの決定を含むものとする。
 - (i) 委員会が違反があったと決定する場合、委員会は、この条項で定める命令またはその後続く命令において、委員会がその命令において設定する期日までに、製造者またはサービスプロバイダーにサービスを変更するように指示し、あるいは製造者の場合は次世代の機器または装置を変更するように指示し、それらの条項の要件に適合するようにさせることができる。
 - (ii) 違反なしの場合—違反がなかったとの決定がなされる場合、委員会はその決定をした

根拠を示すものとする。

- (C) 苦情申し立ての統合—実質的に同様の違反に関する苦情申し立てについて、委員会はその調査と決議を統合することができる。
 - (4) 反論の機会—委員会がパラグラフ(3)に従った決定を下す前に、苦情申し立ての対象となる関係者はその苦情申し立てに反論する合理的な機会を与えられ、その反論においては上記の決定に関連するいかなる要素も含むことができる。パラグラフ(3)(B)(i)における最終的な命令を発する前に、委員会は当該の関係者に、提案される改善活動について意見を述べる合理的な機会を与えるものとする。
 - (5) 記録—
 - (A) 第716(e)条に従って公布される規則の発効日から1年後より、第255条および第716条および第718条の対象となる製造者またはプロバイダーは、通常の業務および合理的な期間において、上記の製造者またはプロバイダーが第255条および第716条および第718条を施行するために必要な努力を記録するものとする。その記録には次の各項を含むものとする。
 - (i) 製造者またはプロバイダーが障害のある個人の意見を聴取するためになした努力に関する情報。
 - (ii) その製品およびサービスのアクセシビリティに関する特性の記述。
 - (iii) その製品およびサービスが、障害のある個人がアクセスを達成するために一般的に利用している既存の周辺機器または特別に設定された加入者宅装置との互換性を有しているかについての情報。
 - (B) 製造者またはプロバイダーの担当者は、記録がサブパラグラフ(A)に適合するように保たれていることを年次ごとに証明する書類を委員会に提出するものとする。
 - (C) パラグラフ(3)で言及した様式で製造者またはプロバイダーに対してなされた公式または非公式の苦情申し立てを受理した後、委員会は、このパラグラフのサブパラグラフ(A)に従って製造者またはプロバイダーが維持する記録であって、その苦情申し立ての対象となる機器またはサービスに直接の関連がある記録を1部提出することを求めるものとし、その記録の秘密は守られるものとする。
 - (6) 行動の不履行—委員会がパラグラフ(3)で言及した様式でなされた苦情申し立てに対して行動する責任を果たさない場合、上記の苦情申し立てをした者は、コロンビア特別区のアメリカ合衆国控訴裁判所(United States Court of Appeals for the District of Columbia)法律職務執行の訴えを起こし、委員会に責任を遂行するように求めることができる。
 - (7) 委員会の権限—第255(f)の制限は、第255条、第716条および第718条の違反を申し立てる主張に適用されるものとする。このパラグラフのいかなる内容も、パラグラフ(6)における法律職務執行の訴えまたは第402(b)(10)に従ったいかなる訴えにも影響または制限することがないものとする。
 - (8) 苦情申し立ての私的な解決—委員会の規則またはこの法律のいかなる内容も、苦情申し立てを行う者、および製造者またはプロバイダーに対して、苦情申し立ての進行について委員会が最終的な決定を下すのに先立って公式または非公式の苦情申し立ての解決をはかることを妨げるようには解釈されないものとする。そのように解決がなされる場合、両関係者は合同で苦情申し立ての取り消しを要求し、委員会はその要求を受け入れるものとする。
- (b) 議会への報告—
 - (1) 総則—21世紀における通信および映像アクセシビ

- ティ法2010年版が制定された日から2年ごとに、委員会は、上院の商業・科学・交通委員会 (Committee on Commerce, Science, and Transportation of the Senate) および下院のエネルギー・商業委員会 (Committee on Energy and Commerce of the House of Representatives) に、以下の各項を含む報告書を提出するものとする。
- (A) 第255条、第716条および第718条がどの程度順守されているかについての調査。
- (B) 新しい通信技術に関して、アクセシビリティに対するバリアがどの程度残されているかについての計測結果。
- (C) 報告の対象となる2年間にサブセクション(a)に従って受理した苦情申し立ての数と性質。
- (D) 上記の苦情申し立てを解決するために、罰則の設定を含めてこの条項に従ってなされた行動の記述。
- (E) それぞれの苦情申し立てを解決するために委員会が必要とした期間。
- (F) サブセクション(a)(6)に従って申し立てられた法律職務執行の訴えに対してなされた行動の数、状況、性質および結果、ならびに第402条(b)(10)に従って申し立てられた訴えについての数、状況、性質および結果。
- (G) 新しい通信技術の開発と採用についてこの条項で定める要件の影響の計測結果。
- (2) 必要なパブリックコメント—委員会は、このサブセクションで定める報告について、上院および下院の委員会にその成果を提出するのに先立って、パブリックコメントを求めるものとする。
- (c) 会計検査院長官による施行調査
- (1) 総則—会計検査院長官 (Comptroller General) は、以下の各項について検討し評価する調査を行うものとする。
- (A) 委員会がこの条項の要件を順守しているか。サブセクション(a)に従ってなされる苦情申し立てに対する行動について、この条項以降で設定される期日をどの程度順守しているかを含む。
- (B) この条項に従って委員会が行う実施行動が、この条項を順守させるのにあたって妥当であり効果的であったかどうか。
- (C) この条項における実施についての条項が、この条項を順守させるのにあたって適切であったかどうか。
- (D) この条項の要件が新しい通信技術の開発および採用に影響があったかどうか、(もしあった場合) それはどの程度であったか。
- (2) 報告—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から5年以内に、会計検査院長官は、上院の商業・科学・交通委員会、パラグラフ(1)によって求められる考察の結果についての報告書を提出するものとする。その報告には、この条項を施行する手順および手段がどのように改変または改善されるかについての勧告を付加するものとする。
- (d) 情報提供機関—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から1年を超える日より前に、委員会は、建築・交通バリアに関するコンプライアンス諮問委員会 (Architectural and Transportation Barriers Compliance Board)、国立通信情報局 (National Telecommunications and Information Administration)、業界団体および障害のある個人を代表する団体から意見を聴き、アクセシブルな製品の利用可能性、ならびに第255条、第716条および第718条によって求められるアクセシビリティの解決法についての情報を提供する機関を設立するものとする。上記の情報は、委員会のウェブサイトおよびその他の手段を通じて公開するものとし、そこには製品および

サービスの一覧表を年次で更新しそのアクセスについての特性とともに掲載するものとする。

- (e) 広報および教育—サブセクション(d)において求められる情報提供機関を設立するにあたって、委員会は、国立通信情報局と協働しながら、情報提供機関の利用可能性ならびに第255条、第716条および第718条において可能となる保護策および解決策について公に知らしめるための情報プログラムおよび教育プログラムを実施することとする。」

「第718条 公共のモバイルサービスに利用される電話に搭載されるインターネットブラウザ—

- (a) アクセシビリティ—公共のモバイルサービス (第710条(b)(4)(B)において定義した意味における) に利用される電話の製造者がその電話にインターネットブラウザを搭載する場合、またはモバイルサービスのプロバイダーが消費者に販売する電話にブラウザの搭載を手配する場合、製造者またはプロバイダーは、搭載されるブラウザの機能 (ブラウザを起動する能力を含めて) が、達成不可能である場合を除き、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルであり利用可能であることを保障するものとする。ただし、このサブセクションは、製造者またはプロバイダーが以下のことを行うことを強制するものではない。

- (1) 製造者またはプロバイダーが電話に搭載または手配するブラウザ—インターネットブラウザ—をアクセシブルまたは利用可能とすること。
 - (2) インターネットのコンテンツ、アプリケーションまたはサービスを (障害のある個人が搭載されたブラウザを使ってそのコンテンツ、アプリケーションまたはサービスを利用できるようにすること以外に) アクセシブルまたは利用可能とすること。
- (b) 産業界のフレキシビリティ—製造者またはプロバイダーは、上記の電話またはサービスに関してサブセクション(a)で定める要件を以下の方法で満たすことができる。
- (1) 上記の製造者またはプロバイダーが提供する電話またはサービスが、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用することなく、障害のある個人にとってアクセシブルであり、利用可能であることを保障すること。または
 - (2) 第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用でき、それが消費者にとって低価格で入手可能であって障害のある個人がアクセスできるものであること。」
- (c) 第718条の発効日—サブセクション(a)によって追加されたコミュニケーション法1934年版の第718条は、この法律の制定日から3年後に発効するものとする。
- (d) 第V編の改正—コミュニケーション法1934年版の第503条(b)(2)(47 U.S.C. 503(b)(2))を改正し、サブパラグラフ(E)の後に以下の文言を追加する。

「(F) この条項のパラグラフ(5)に関して、違反者が第255条、第716条および第718条の対象となる製造者またはサービスプロバイダーであり、その要件に違反していることが委員会によって認定された場合、その製造者またはプロバイダーは、違反事項1件につき、または継続する違反の場合はその1日につき、罰金として100,000ドルをアメリカ合衆国政府に支払うものとする。ただし、継続する違反の場合は、1件の違反行為または行為の不履行につき総額1,000,000ドルを上限とする。」

- (e) 委員会の決定についての再検討—コミュニケーション法1934年版の第402条(b)(2)(47 U.S.C. 402(b))を改正し、以下のパラグラフを新たに追加する。

「(10) 第717条(a)(3)に従って委員会が下した決定に不服がある者、またはその決定により不利益を受ける者。」

第105条 盲ろう者である個人ののためのリレーサービス—コミュニケーション法1934年版の第VII編を、第104条での改正に加えて以下の条項を新たに追加し、改正する。

「第719条 盲ろう者である個人ののためのリレーサービス

- (a) 総則—21世紀におけるコミュニケーションへの平等なアクセスに関する法律 (Equal Access to 21st Century Communications Act) が制定される日から6ヵ月以内に、委員会は、相互接続サービスならびに次世代電話通信サービスおよび情報サービスを含めた電話通信サービス、インターネットアクセスサービスおよび次世代通信を提供するための特別に設計された加入者宅内装置であって、盲ろう者である個人にとってアクセシブルである製品の流通に関して、委員会が承認するプログラムをリレーサービスに適格であるものとして定める規則を制定することとする。
- (b) 盲ろう者である個人の定義—このサブセクションの目的にあたって、「盲ろう者である個人 (individuals who are deaf-blind)」という用語は、リハビリテーション法1992年改正版 (Rehabilitation Act Amendments of 1992) を改正したヘンケラー国立センター法 (Helen Keller National Center Act) (29 U.S.C. 1905(2)) において与えられるのと同じ意味を持つものとする。
- (c) 年間の総額—委員会が、年度ごとに州間リレー基金から提供できる助成金の総額は、10,000,000ドルを上限とするものとする。

第106条 緊急時のアクセスに関する諮問委員会

- (a) 設立—障害のある個人による緊急時サービスへの平等なアクセスを達成する目的のために、インターネットプロトコルにより可能となる全国規模の緊急時ネットワークへの移行の一環として、この法律が制定された日付から60日を越えるよりも前に、委員長は諮問委員会を設立し、その委員会は緊急時アクセスに関する諮問委員会 (Emergency Access Advisory Committee) と称するものとする (この条項では「諮問委員会」と呼ぶ)。
- (b) 委員—この法律が制定された日付からできる限り速やかに、委員長は諮問委員会の委員を任命するものとする。そのさいには、障害のある個人とその他のステークホルダーとのバランスを確保し、2人の委員を共同の委員長として指名すること。諮問委員会の委員は、以下に挙げる集団から選定するものとする。
- (1) 州政府および地方政府ならびにその緊急時対応機関—当該の政府および機関を代表する組織によって推薦された個人のなかから選出される、州政府および地方政府の代表者ならびにその緊急時対応機関の代表者。
 - (2) 当該の問題に関する専門家—諮問委員会がその義務を全うするために必要な技術的知識および専門技能を有する個人であって、以下を代表する者を含む。
 - (A) 相互接続および非相互接続によるVoIPサービスのプロバイダー。
 - (B) 相互接続および非相互接続によるVoIPサービスを提供するためのシステム、施設、機器および特性の販売者、開発者および製造者。
 - (C) 障害のある個人および高齢者を代表する全国規模の団体。
 - (D) 次世代型E9-1-1システム (Next Generation E9-1-1 system) の実行を担当する連邦機関または部署。
 - (E) 国立標準技術研究所 (National Institute of Standards and Technology)。および
 - (F) 同様の技術的知識および専門技能を有するその他の個人。
 - (3) その他のステークホルダーおよび利害関係者の代表者—その他のステークホルダーおよび利害関係する者の代表者であって、委員長が適切と判断する者。
- (c) 勧告の起草—サブセクション (b) に従って委員長が委員を任命する過程が完了してから1年以内に、諮問委員会は、障害のある個人に関する全国規模の調査を実施し、サブセクション (b) (2) に記述したグループからの意見を求めるものとし、どの技術および方法を利用すれば障害のある個人にとって緊急時のサービスに対する平等なアクセスが最も効果的かつ効率的に可能となるかについて決定するものとする。そして、上記の技術および方法を実行するための勧告を、以下に関する勧告を含めて起草し、委員会に提出するものとする。
- (1) インターネットプロトコルによって可能となる全国ネットワークへの移行の一環として、上記ネットワークを通じて送信される信頼できる双方向通信を達成し、障害のある個人に対して緊急時のサービスへのアクセスを保障するためにどのような行動が必要であるかに関する勧告。
 - (2) 障害のある個人に対して緊急時のサービスへのアクセスを保障するために必要な信頼性および双方向性を確保するためのプロトコル、技術的特性および技術的要件についての勧告。
 - (3) 公共の緊急通報応答ポイント、デフォルトに指定された緊急通報応答ポイントおよび地元の緊急対応機関が利用する技術的要件の設定に関する勧告。
 - (4) 信頼できる緊急時アクセスの利用を可能とする通信施設および機器ならびに技術に対して妥当な技術的基準および要件に関する勧告。
 - (5) IPによって可能となるネットワークのプロバイダーが、技術的基準と相容れない特性、機能、性能を搭載しないことを保障するために従うべき手順に関する勧告。
 - (6) 相互接続および非相互接続によるVoIPサービスのプロバイダーならびに上記のサービスのために利用される機器の製造者が、達成可能な場合に、パラグラフ (1) から (5) において求められる行動を達成すべき期日に関する提言。および、現世代のTTY技術を利用する代わりに、同技術を置き換え、障害のある個人に対して緊急時のサービスへのアクセスを可能とするより効果的かつ効率的な技術を導入するために可能な段階移行に関する勧告。
 - (7) 電話リレーサービスを提供するための新しい技術および方法をリレーサービスのプロバイダーが採用することをふまえて、電話リレーサービスの利用者のために、9-1-1 [緊急通報] サービスおよびE911サービスに関する委員会の規則 (国立通信情報局法 (National Telecommunications and Information Administration Organization Act) (47 U.S.C. 942(e)(4)) の158(e)(4)条において定められている) をアップデートする規則の設定に関する勧告。および
 - (8) 技術的および経済的に有益であることを考慮した勧告。
- (d) 会議—
- (1) 第1回会議—諮問委員会の第1回会議は、サブセクション (b) に従って委員長が委員を任命する過程が完了してから45日を越えるよりも前に開催するものとする。
 - (2) その他の会議—第1回会議の後、諮問委員会は委員長の招集により開催するものとするが、サブセクション (c) において求められる提言の作成と提出が完了するまでは1ヵ月に1度は開催しなければならない。
 - (3) 告知: 会議の公開—諮問委員会が開催する会議は、いずれも、遅くとも14日前までに告知し、一般に公開するものとする。
- (e) 規則—
- (1) 定足数—諮問委員会の委員のうち3分の1をもって、諮問委員会の業務を遂行するための定足数を構成するものとする。
 - (2) 準委員会—諮問委員会がその機能を果たすのを補助するために、委員長は、諮問委員会の委員および必要に応じて定める当該の分野の専門家から構成される適切な準委員会を設立することができる。
 - (3) 規則の付加—諮問委員会は、必要に応じてその他

の規則を適用することができる。

- (f) 連邦諮問委員会法—連邦諮問委員会法 (Federal Advisory Committee Act) (5 U.S.C. App.) は、この諮問委員会には適用されない。
- (g) 勧告の実施—委員会は、インターネットプロトコルによって可能となる緊急時ネットワークへのアクセスを障害のある個人に対して保障する、信頼できる双方向通信を達成するために必要である場合に、それが達成可能であり技術的に有益である限り、諮問委員会が提案する提言を実行するための規則ならびにその他の規則、技術的基準、プロトコルおよび手順を公布する権限を持つものとする。
- (h) 定義—この条項においては、
 - (1) 「委員会 (Commission)」とは、連邦通信委員会 (Federal Communications Commission) のことである。
 - (2) 「委員長 (Chairman)」とは、連邦通信委員長 (Chairman of the Federal Communications Commission) のことである。
 - (3) その他の用語は、ほかに言及がない限り、コミュニケーション法1934年版 (47 U.S.C. 153) 第3条において与えられる意味を持つ。

第2編—映像プログラム

第201条 映像プログラムおよび緊急時アクセスに関する諮問委員会

- (a) 設立—この法律が制定された日付から60日を超えるよりも前に、委員長は諮問委員会を設立し、その委員会は映像プログラムおよび緊急時アクセスに関する諮問委員会 (Video Programming and Emergency Access Advisory Committee) と称するものとする。
- (b) 委員—この法律が制定された日付からできる限り速やかに、委員長は、諮問委員会がその義務を果たすための技術的知識および専門的技能を有する個人を任命するものとする。その個人は、以下に挙げる集団から選定するものとする。
 - (1) 映像プログラムの供給者およびプロバイダーを代表する者、または上記の供給者を代表する全国規模の組織。
 - (2) インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムを提供するためのシステム、施設、機器および性能の販売者、開発者および製造者を代表する者、または上記の販売者、開発者または製造者を代表する全国規模の組織。
 - (3) 消費者向け電子機器または情報技術機器の製造者を代表する者、または上記の製造者を代表する全国規模の組織。
 - (4) 映像プログラムのプロデューサーを代表する者、または上記のプロデューサーを代表する全国規模の組織。
 - (5) 障害のある個人および高齢者を含めて、アクセシビリティの権利擁護者を代表する全国規模の組織を代表する者。
 - (6) テレビジョン放送業界を代表する者、または上記の業界を代表する全国規模の組織。
 - (7) その他、技術的知識および専門的技能を有する個人であって、委員長が適切と判断する者。
- (c) 委員会の監督—委員長は、委員会の技術スタッフメンバーのうちから1人を任命し、諮問委員会の業務を調整および指示させるものとする。
- (d) 技術スタッフ—委員会は、委員会の技術スタッフメンバーのうちから1人を任命し、諮問委員会の技術的な補助にあたらせるものとする。
- (e) 勧告の起草—
 - (1) クローズドキャプション報告書—諮問委員会の第1回会議が開催される日付から6ヵ月以内に、諮問委員会は以下の内容を含む報告書を起草し、委員会に提出するものとする。
 - (A) クローズドキャプションサービスを提供する期限に関するスケジュールの勧告。
 - (B) コンテンツプロバイダー、コンテンツ供給者、インターネットサービスプロバイダー、ソフトウェア開発者および機器開発者が、消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムのクローズドキャプションを、信頼のおける方法でコード化、送信、受信および到達させることができるために必要となる、プロトコル、技術的性能および技術的手順に関する性能要件の特定。
 - (C) 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日においては利用可能でないプロトコル、技術的性能および技術的手順のうち、消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムのクローズドキャプションを送信するにあたってサブパラグラフ (B) で特定される性能目標を満たすために追加が必要となるプロトコル、技術的性能および技術的手順の特定。
 - (D) サブパラグラフ (B) で特定される性能目標を実現するための技術的基準に関する勧告。
 - (E) 消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムと、クローズドキャプションへのアクセスを容易にするためにそのプログラムの受信と表示を可能とする機器との互換性を保障するために必要とされる規則に関する勧告。
 - (2) 映像解説、緊急情報、ユーザーインターフェースならびに映像プログラムのガイドおよびメニュー—この法律が制定された日付から18ヵ月以内に、諮問委員会は以下の内容を含む報告書を起草し、委員会に提出するものとする。
 - (A) 映像解説および緊急情報を提供する期限に関するスケジュールの勧告。
 - (B) コンテンツプロバイダー、コンテンツ供給者、インターネットサービスプロバイダー、ソフトウェア開発者および機器製造者が、消費者発信型メディアを除く映像プログラムの映像解説、およびインターネットプロトコルまたはデジタル放送テレビジョンを利用して送信される緊急情報を、信頼のおける方法でコード化、送信、受信および到達させることができるために必要となる、プロトコル、技術的性能および技術的手順に関する性能要件の特定。
 - (C) 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日においては利用可能でないプロトコル、技術的性能および技術的手順のうち、消費者発信型メディアを除く映像プログラムの映像解説、およびインターネットプロトコルを利用して送信される緊急情報を送信するにあたってサブパラグラフ (B) で特定される性能目標を満たすために追加が必要となるプロトコル、技術的性能および技術的手順の特定。
 - (D) サブパラグラフ (B) で特定される性能目標を実現するための技術的基準に関する勧告。
 - (E) 映像解説および緊急情報へのアクセスが容易になるよう、消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムと、映像プログラムの受信と表示を可能にする機器と互換性を保障するために必要とされる規則に関する勧告。
 - (F) ユーザーインターフェースに関して、音声と同時に送信される映像プログラムを受信または表示するために設計された機器 (インターネットプロトコルを利用するサービス手段によって送信される映像プログラムを受信または表示するために

設計された機器を含む)の機能が、障害のある個人にとってアクセシブルであり利用可能となるために利用される基準、プロトコルおよび手順に関する勧告。

(G) ユーザーインターフェースに関して、サブパラグラフ(F)において記述する機器の機能にアクセスするために利用されるスクリーン上のテキストメニューおよびその他の視覚上の指標が音声出力を伴うことを可能とし、上記のメニューまたは指標が障害のある個人にとってアクセシブルであり利用可能となるために利用される基準、プロトコルおよび手順に関する勧告。

(H) 映像プログラムガイドおよびメニューに関して、ナビゲーション装置、ガイドまたはメニューの手段によって提供される映像プログラムの情報および選択(Selection)が、盲者であるまたは視覚障害のある個人がリアルタイムでアクセシブルとなるために利用される基準、プロトコルおよび手順に関する勧告。

(3) 基準制定機関による作業の考慮—諮問委員会による勧告は、可能な限り、パラグラフ(1)および(2)において記述する各々の目的のために、認定された産業界の基準制定機関が採用した基準、プロトコルおよび手順を包含するものとする。

(f) 会議—

(1) 第1回会議—諮問委員会の第1回会議は、この法律が制定される日付から180日を越えるよりも前に開催するものとする。

(2) その他の会議—第1回会議の後、諮問委員会は委員長の招集により開催するものとする。

(3) 告知：会議の公開—諮問委員会が開催する会議はいずれも、遅くとも14日前までに告知し、一般に公開するものとする。

(g) 手順に関する規則

(1) 定足数—諮問委員会の委員のうち3分の1の出席をもって、諮問委員会の業務を遂行するための定足数を構成するものとする。

(2) 準委員会—諮問委員会がその機能を果たすのを補助するために、委員長は、諮問委員会の委員および当該分野の専門家から構成される適切な準委員会を設立することができる。

(3) 手順に関する規則の付加—諮問委員会は、必要に応じてその他の手順に関する規則を適用することができる。

(h) 連邦諮問委員会法—連邦諮問委員会法 (5 U.S.C. App.) は、この諮問委員会には適用されない。

第202条 映像解説およびクローズドキャプション

(a) [音声による]映像解説—コミュニケーション法1934年版の第713条 (47 U.S.C. 613) を、以下の通り改正する。

(1) サブセクション(f)および(g)を削除する。

(2) (h)をサブセクション(j)に記号変更する。 および

(3) サブセクション(e)の後に以下の文言を加える。

「(f) 映像解説—

(1) 規則の再発効—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から1年を経過した日に、委員会は、規則制定の後、映像プログラムの映像解説に関する報告および命令の施行令(Implementation of Video Description of Video Programming Report and Order (15 F.C.C.R. 15,230 (2000))), 2001年に一部改正(recon. granted, denied in part) され(16 F.C.C.R. 1251 (2001)), パラグラフ(2)に従って修正するものにおいて定められる映像解説の規則を再発効するものとする。

(2) 再発効する規則の修正—上記の規則は、以下の通り修正が加えられるものとする。

(A) この規則は、サブセクション(h)において定義さ

れ、デジタル形式でテレビジョン画面に表示するために送信される映像プログラムに適用されるものとする。

(B) 委員会は、上位25位に指定されたマーケット領域のリスト、このパラグラフで定める免除に当てはまらないプライムタイム番組を3か月で50時間以上流す上位5位の全国の非放送ネットワークのリスト、および順守度を計測し始める週をアップデートするものとする。

(C) この規則は、映像プログラムのプロバイダーまたはプログラムの所有者が、この条項で定める要件が経済的に過重な負担となることを示すことにより、要件の免除を委員会に申し立てることを認めるものとする。

(D) 委員会は、サービス、サービス群、プログラム、プログラム群、機器または機器群のうち、パラグラフ(1)に基づく規則を適用すると上記のサービス、プログラムまたは機器のプロバイダーにとって経済的に過重な負担になると判断するものについては、上記の規則を免除することができる。

(E) この規則は、生中継または生中継に近いプログラムには適用されない。

(F) この規則は、順守の期日を定める適切かつ段階的なスケジュールを設けるものとする。

(G) 委員会は、映像プログラムのすべてのプロバイダーおよび所有者に対して、技術的な可能性という理由から再発効される規則の免除および制限を拡張することを考慮するものとする。

(3) 映像解説のさらなる要件に関する調査—委員会は、再発効された規則の段階的適用が完了してから1年を越えるよりも前に以下の調査を開始し、その時点から1年後に以下の各項について判明したことを議会に報告するものとする。

(A) テレビジョンプログラムにおける映像解説—テレビジョンで配信される映像プログラムの映像解説の利用可能性、利用度および利点。ならびに、上記映像解説の提供に関連する技術上や制作上の課題、映像プログラムのプロバイダーおよびプログラム所有者にとって上記映像解説を提供するさいの、かかる経済的コストについて。

(B) インターネット上で配信される映像プログラムの映像解説—インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムに映像解説を提供するさいの、技術上および運用上の課題、コストおよび利点について。

(4) 持続する委員会の権限—

(A) 総則—委員会が追加で規則を発行することができるのは、委員会が、パラグラフ(3)で求められる報告を完了してから少なくとも2年後に、映像プログラムに映像解説を提供する必要性および利点が、そのプログラムがテレビジョン画面に表示される形式で配信される場合、上記付加プログラムを提供する技術的および経済的コストを上まわると判断する場合とする。

(B) 制限—委員会がサブパラグラフ(A)に定める判断を下し、追加で規則を発行する場合、委員会は、パラグラフ(1)において再発効される規則で定める、映像解説を加えるプログラムの時間数の要件の75%を越える増加はできないものとする。

(C) 指定されたマーケット領域への適用—

(i) 総則—委員会は、パラグラフ(3)で求められる映像解説に関する報告を完了した後、上位60位に指定されたマーケット領域に対して映像解説規則の段階的適用を行うものとする。ただし、委員会が適切と判断する特定のマーケット領域における団体(entities)について免除を認める場合を除く。

- (ii) 段階的適用の期日—(i) 節で記述される段階的適用は、21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から6年を越える前に完了するものとする。
- (iii) 報告—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から9年後に、委員会は下院のエネルギー委員会 (Committee on Energy) および上院の商業・科学・交通委員会 (Committee on Commerce, Science, and Transportation) に下記について調査した報告書を提出するものとする。
- (I) 映像解説を付加した映像プログラムのうち、消費者にとって利用可能であるものの種類。
- (II) 上記プログラムの消費者の利用度。
- (III) 上記プログラムを制作するにあたって、プログラム所有者、プロバイダーおよび配信者にかかるコスト。
- (IV) 上記プログラムを制作するにあたって、上位60位から外れる指定マーケット領域のプログラム所有者、プロバイダーおよび配信者にかかると想定されるコスト。
- (V) 上記プログラムの消費者にとっての利点。
- (VI) 現在利用可能である上記プログラムの総数。および
- (VII) 上位60位から外れる指定マーケット領域における、映像解説を付加した映像プログラムの必要性。
- (iv) 追加のマーケット領域—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から10年後に、委員会は、
- (iii) 節に定める報告に含まれる結果、結論および勧告に基づき、毎年最大10の指定マーケット領域を追加して映像解説規則の段階的適用を行う権限を有するものとする。その場合の条件は以下の通りである。
- (I) 上記追加マーケットにおけるプログラム所有者、プロバイダー、配信者に対して映像解説規則を実施するコストが合理的であると、委員会が判断する。および
- (II) 委員会が適切と判断する特定の指定マーケット領域における団体 (entities) に免除を認める場合を除外する。
- (g) 緊急情報—諮問委員会がサブセクション (e) (2) に定める報告を委員会に提出してから1年を越える前に、委員会は以下に掲げる手続きを完了するものとする。
- (1) 緊急情報 (連邦規則集第47編第79.2条で定義される用語における) を、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルである様式で伝える方法を特定すること。
- (2) 映像プログラムのプロバイダーおよび映像プログラムの配信者 (連邦規則集第47編第79.1条で定義される用語における) およびプログラムの所有者が、上記緊急情報を、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルである様式で伝えることを義務づける規則を公布すること。
- (h) 定義—この条項、第303条および第330条の目的のために、以下の通り定義する。
- (1) 映像解説—映像解説 (video description) とは、テレビジョンプログラムの主要な視覚要素について、プログラムの会話の間に挟まれる自然なポーズの合間に、ナレーション音声で解説を挿入することである。
- (2) 映像プログラム—映像プログラム (video programming) とは、テレビジョン放送局によるプログラム、またはテレビジョン放送局によって提供されるプログラムであるとして一般に考えられるプログラムのことである。ただし、消費者発信型メディアを含まない
- (第3条の定義による)。
- (b) インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムのクローズドキャプション—上記法律の第713条にさらに改正を加え、サブセクション (c) を削除して次の文言を付加する。
- 「(c) キャプション付与の期限—
- (1) 総則—サブセクション (b) に定められた規則は、テレビジョンにおいて公開または放映された映像プログラムにクローズドキャプションを提供する期限についての適切なスケジュールを含むものとする。
- (2) インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムの期限—
- (A) インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムのクローズドキャプションに関する規則—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版のサブセクション (e) (1) において定められる、委員会への報告の提出から6か月を越えるよりも前に、委員会はその規則を改正し、その規則の発効日よりインターネットプロトコルを利用して配信されたテレビジョン画面において公開または放映された映像プログラムのクローズドキャプションを提供することを求めるものとする。
- (B) スケジュール—このパラグラフにおいて定める規則は、クローズドキャプションを提供する期限について適切なスケジュールを含むものとする。そのさいに、上記プログラムがインターネット配信のために事前収録および編集されたものか、あるいは上記プログラムが生中継または生中継に近いものでありインターネット配信のために編集されたものではないものかを、考慮に入れるものとする。
- (C) コスト—委員会は、サブパラグラフ (A) において定める規則について、その規則の発効日よりインターネットプロトコルを利用して配信される生中継の映像プログラムに対して適用することが、映像プログラムのプロバイダーまたはプログラムの所有者にとって経済的に重荷になると判断する場合、規則適用を延期または免除することができる。
- (D) 規則の要件—このパラグラフにおいて定める規則は、
- (i) 「生中継に近い番組 (near-live programming)」および「インターネット配信のために編集された (edited for Internet distribution)」という用語の定義を含むものとする。
- (ii) サービス、サービス群、プログラム、プログラム群、機器、または機器のうち、その規則を適用することが上記サービス、プログラムまたは機器のプロバイダーにとって経済的に重荷になると委員会が判断する場合、免除することができる。
- (iii) 施行の目的のために、このサブセクションにおいて、「映像プログラムの配信 (video programming distribution) および「映像プログラムのプロバイダー (video programming providers)」という用語は、インターネットプロトコルを利用する配信手段を通じて、映像番組をエンドユーザーで直接利用できるようにする団体 (entities) を含むものであることを明示するものとする。
- (iv) 映像プログラムのプロバイダーまたは映像プログラムの所有者が負うべき責任について記述する。
- (v) 映像プログラムのプロバイダーおよび配信者が、法の適用対象となる映像プログラムについての情報を継続的に入手できる仕組みを確立する。
- (vi) 映像プログラムのプロバイダーまたは配信

者がクローズドキャプションまたは映像解説の信号の提供または授受を可能とする場合に順守されるものと見なし、プロバイダーまたは配信者が(v)において作成される仕組みを利用して法の適用対象となる映像プログラムを特定する十分な努力を払うことを考慮するものとする。 および

(vii) 映像プログラムのプロバイダーまたは配信者が上記規則に順守していない程度がごく軽微である場合、規則違反として扱わない余地を残すものとする。

(3) 規則順守の代替手段—このサブセクションのパラグラフ(2)(A)として改正されたサクセクション(b)における規則に定められる手段は、この条項の要件を満たすものと委員会が認定する場合、代替手段を通じてこの条項の要件を満たすことができる。」

(c) 調整のための改正—上記法律の第713(b)を改正し、パラグラフ(3)を削除して次の文言を付加する。

「(3) 映像プログラムのプロバイダーまたはプログラムの所有者は委員会に対してこの条項の要件の免除を申し立てることができる。委員会は、この条項に含まれる要件が経済的に重荷になることが示される場合にその申し立てを承認することができる。上記申し立ての結果が未決である間、上記プロバイダーまたは所有者はこの条項の要件を免除されるものとする。委員会は、委員会が上記要件が経済的に重荷になるかどうかを判断するのにさらに6ヵ月延長することが必要であるとみなす場合を除き、委員会が上記申し立てを受理してから6ヵ月以内に上記申し立ての全部もしくは一部、承認または否認を行うものとする。」

第203条 クローズドキャプションデコーダーおよび映像解説機能

(a) 規則化する権限—コミュニケーション法1934年版第303(u)条(47 U.S.C. 303(u))を、以下の通り改正する。

「(u) 技術的に可能である場合に、以下のことを求める。—

(1) 音声と同時に送信される映像プログラムを受信または再生するために設計された機器が、その機器がアメリカ合衆国内で製造されるまたはアメリカ合衆国で利用されるために輸入されるものであって、サイズに関わらず画像スクリーンを利用するものである場合—

(A) クローズドキャプション対応の映像プログラムを表示するために設計された、クローズドキャプションデコーダーの構成回路または性能を内蔵していること。

(B) デコードの性能を有し、第713(f)条において再発効および修正された要件によって求められる映像解説サービスを伝送および送信することを可能とすること。 および

(C) デコードの性能を有し、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルである様式において緊急情報(委員会規則第79.2条(47 CFR 79.2)において定義される用語において)を利用できるようにすること。

(2) このサブセクションのパラグラフ(1)に関わらず—

(A) 上記パラグラフで記述される機器のうち、画像スクリーンのサイズが13インチ未満であるものについては、上記パラグラフが達成可能である場合(第716条において定義される意味において)にのみ上記パラグラフのサブパラグラフ(A)(B)または(C)の要件を満たすものとする。

(B) 表示機能のみの映像モニターであって、再生する性能を有しない機器または機器群については、上記パラグラフの要件を免除するものとする。 および

(C) 委員会は、自発的にまたは製造者からの申し立てに対して、以下の機器または機器群についてはこのサブセクションの要件を免除する権限を

有するものとする。

(i) 音声と同時に送信される映像プログラムを受信または再生する以外の動作を行うために設計されたもの。 または

(ii) 多目的の動作を行うために設計された機器であり、音声と同時に送信される映像プログラムを受信または再生することは可能であるがその本質的な用途は他の目的によるもの。」

(b) その他の機器—コミュニケーション法1934年版第303条(47 U.S.C. 303)にさらなる改正を加え、新たなサブセクションの後に次の文言を加える。

「(z) 以下のことを求める。—

(1) 達成可能である場合(第716条において定義される意味において)、音声と同時に送信される映像プログラムを録画するために設計された機器が、その機器がアメリカ合衆国内で製造されるまたはアメリカ合衆国で利用されるために輸入されるものについては、クローズドキャプション、映像解説の信号または緊急情報(連邦規則集第47編第79.2条において定義される用語において)の提供または授受を可能とし、上記プログラムの視聴者が映像プログラムを再生するさいに画像スクリーンのサイズに関わらずクローズドキャプションおよび映像解説の表示および非表示を切り替えてできるようにすること。 および

(2) デジタル形式の画像発信装置の相互接続機能および基準が、発信装置から加入者宅内装置にクローズドキャプションを表示するための情報を到達させ、コード化した映像解説と緊急情報を聴取可能な状態にするものであること。」

(c) 商取引における出荷—コミュニケーション法1934年版第303条(b)(47 U.S.C. 303(b))を以下の通り改正する。

(1) 第1文の「303(u)」を削除し、「303(u)および(z)」を付加する。

(2) 第2文を削除し、以下の文言を付加する。「上記規則は、この法律の第303条において求められる、クローズドキャプション対応の映像プログラムを表示するように設計された内蔵型デコーダーの構成回路および機能、映像解説サービスの送信および到達、および緊急情報の伝達について、その性能と表示基準を定めるものとする。」

(3) 第4文において「クローズドキャプションサービスは継続する」を削除し、「クローズドキャプションサービスおよび映像解説サービスは継続する」を付加する。

(d) 施行の規則—連邦通信委員会は、この条項において改正されるコミュニケーション法1934年版の第303(u)条、第303(z)条および第330(b)条の要件を施行するために必要な規則を定めるものとする。そこには、以下の送信に必要とされる技術的基準、プロトコルおよび手順が含まれるものとする。

(1) 第201(e)(1)条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから6ヵ月以内に、クローズドキャプションの送信。 および

(2) 第201(e)(2)条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから18ヵ月以内に、映像解説および緊急情報の送信。

(e) 規則順守の代替手段—コミュニケーション法1934年版第303(u)条、第303(z)条および第330(b)条の要件は、上記条項の要件を満たすものと委員会が認定する場合、サブセクション(d)の規則で定められる手段以外による代替手段を通じて満たすことができる。

第204条 デジタル機器のユーザーインターフェース

(a) 改正—コミュニケーション法1934年版第303条(47 U.S.C. 303)に、さらなる改正を加え、この法律の第203条で付加したサブセクション(z)の後に以下の新たなサブセクションを付加する。

「(aa) 以下のことを求める。—

(1) 達成可能である場合(第716条において定義される

意味において)、音声と同時にデジタル形式で送信される映像プログラムを受信または再生するように設計されたデジタル機器が、インターネットプロトコルを利用してデジタル形式で映像プログラムを受信または再生するように設計されたデジタル機器を含めて、適切に内蔵された機器機能の操作が盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルであり利用可能であるように設計され、開発され、製造されること。ただし、委員会はこの要件を満たすための技術的基準、プロトコル、手順およびその他の技術的要件を指定できないものとする。

- (2) スクリーン上のテキストメニューまたはデジタル機器に搭載されているその他の視覚表示がパラグラフ(1)において記述される機器の特性にアクセスするために使われる場合、その機能は、機器に内蔵または付随する形で音声出力を伴い、上記メニューまたは視覚表示が盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってリアルタイムにアクセシブルであり利用可能であるようにすること。
 - (3) パラグラフ(1)および(2)において記述する機能を備える機器について、クロズドキャプションおよび映像解説の特性へのアクセスを、クロズドキャプションまたはアクセシビリティ機能を作動させるように定められたボタン、キーまたはアイコンと合理的に相当する仕組みを通じてなされるように作られていること。 および
 - (4) このサブセクションを適用するにあたり、「機器(apparatus)」という用語は、委員会規則第76.1200条(47 CFR 76.1200)において定められるナビゲーション機器を含まないこと。」
- (b) 施行の規則—第201(e)(2)条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから18ヵ月以内に、委員会が、サブセクション(a)による改正を施行するために必要な規則を定めるものとする。
- (c) 規則順守の代替手段—第303(aa)条の要件は、上記条項の要件を満たすものと委員会が認定する場合、サブセクション(b)の規則で定められる手段以外による代替手段を通じて満たすことができる。
- (d) ATSCモバイルDTV基準A/153に関する規則順守の猶予—一次世代型テレビジョンシステム委員会のモバイルDTV基準A/153(Advanced Television Systems Committee's Mobile DTV Standards A/153)を受信または再生するように設計および製造されるデジタル機器は、最終的な規則が連邦官報に告示される日から24ヵ月を越えるまでの間、サブセクション(b)において定める規則の要件を満たすことを求められないものとする。」

第205条 ナビゲーション機器上で提供される映像プログラムのガイドおよびメニューへのアクセス

- (a) 改正—コミュニケーション法1934年版第303条(47 U.S.C. 303)に、さらなる改正を加え、この法律の第204条で付加したサブセクション(aa)の後に以下の新たなサブセクションを付加する。

「(bb) 以下のことを求める。」

- (1) 達成可能である場合(第716条において定義される意味において)、多チャンネルの映像プログラムを表示または選択するためにナビゲーション機器(連邦規則集第47編第79.1200条において定義される用語において)によって提供されるスクリーン上のテキストメニューおよびガイドは、盲者であるまたは視覚障害のある個人が必要とする場合に、聴覚によりリアルタイムでアクセシブルであること。ただし、委員会はこの要件を満たすための技術的基準、プロトコル、手順およびその他の技術的要件を指定できないものとする。 および
- (2) クロズドキャプション機能が内蔵される機器について、クロズドキャプション特性へのアクセスが、クロズドキャプションまたはアクセシビリティ特性を作動させ

るように定められたボタン、キーまたはアイコンと合理的に相当する仕組みを通じてなされるものであること。ソフトウェアにおいて送信される機器の特性または機能に関して、このサブセクションで定める要件は、そのソフトウェアの製造者に適用されるものとする。ハードウェアにおいて送信される機器の特性または機能に関して、このサブセクションで定める要件は、そのハードウェアの製造者に適用されるものとする。」

(b) 施行の規則—

- (1) 総則—第201(e)(2)条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから18ヵ月以内に、委員会が、サブセクション(a)による改正を施行するために必要な規則を定めるものとする。
- (2) 免除—上記の規則は、視聴者が20,000人以下であるケーブルシステムについては免除することができる。
- (3) 責任—この条項で付加した要件を順守する責任が発生する対象となるのは、盲者であるまたは視覚障害のある個人が希望する場合に提供するナビゲーション機器に関するものとする。
- (4) 外部の機器またはソフトウェア—

(A) 総則—上記の規則は、コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(1)を順守するために、盲者であるまたは視覚障害のある個人の希望者に対して、ソフトウェア、外部機器、特別に設定された加入者宅内装置、ネットワークに基づくサービスまたはその他のソリューションを利用することを通じてナビゲーション機器を提供することを認めるものではない。上記の規則は、規則順守の様式選択にあたって最大限のフレキシビリティを供するものとする。

(B) 要件—サブパラグラフ(A)においてコミュニケーション法1934年版第303条(bb)(1)を順守する場合、盲者であるまたは視覚障害のある個人の希望者に対して、ソフトウェア、外部機器、特別に設定された加入者宅内装置、ネットワークに基づくサービスまたはその他のソリューションを利用することを通じてナビゲーション機器を提供するものは、上記の個人に対して追加費用を請求せず、合理的な期間内でそれを行うものとする。そして、そのソフトウェア、機器、装置、サービスまたはソリューションが上記の規則によって求められるアクセスを提供するものとする。

- (5) クロズドキャプションについてのユーザー操作—上記の規則は、ナビゲーション機器を提供する者に対して、(この条項のサブセクション(a)において付加される)コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(2)を順守するための手段の選択について最大限のフレキシビリティを供するものとする。

(6) 段階的施行—

(A) 総則—委員会は、関係者(affected entities)に対して、

- (i) 上記の規則の適用から2年以内に、(この条項のサブセクション(a)において付加される)コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(2)を順守するサービス機器の配置を求めるものとする。 および

- (ii) 上記の規則の適用から3年以内に、(この条項のサブセクション(a)において付加される)コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(1)を順守するサービス機器の配置を求めるものとする。

(B) 適用—上記の規則は、サブパラグラフ(A)において設定される発効日から製造または輸入される機器に適用されるものとする。

第206条 定義

この編において、

- (1) 諮問委員会—「諮問委員会 (Advisory Committee)」とは、第201条において定める諮問委員会のことである。
- (2) 委員長—「委員長 (Chairman)」とは、連邦通信委員長のことである。
- (3) 委員会—「委員会 (Commission)」とは、連邦通信委員会 (Federal Communications Commission) のことである。
- (4) 緊急情報—「緊急情報 (emergency information)」とは、連邦規則集第47編第79.2条において定める用語の意味を持つものである。
- (5) インターネットプロトコル—「インターネットプロトコル (Internet protocol)」とは、伝送制御プロトコル (TCP) およびその後継となるプロトコル、またはインターネットプロトコル技術を含むものである。
- (6) ナビゲーション機器—「ナビゲーション機器 (navigation device)」とは、連邦規則集第47編第76.1200条において定める用語の意味を持つものである。
- (7) 映像解説—「映像解説 (video description)」とは、コミュニケーション法1934年版第713条 (47 U.S.C. 613) において定める用語の意味を持つものである。
- (8) 映像プログラム—「映像プログラム (video programming)」とは、コミュニケーション法1934年版第713条 (47 U.S.C. 613) において定める用語の意味を持つものである。

2010年10月8日承認

● 執筆者氏名

情報通信技術委員会

委員長 久松三二

委員 兵藤 毅

委員 井上正之

委員 末森明夫

委員 山下智愼

委員 志方 龍

委員兼事務局 大山 博

この事業は「全国労働者共済生活協同組合連合会」及び「大阪府民共済生活協同組合」の助成によって行われたものです。

聴覚障害者の情報アクセスに関するガイドライン

発行 財団法人 全日本ろうあ連盟
(本部事務所)〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階
TEL. 03-3268-8847/FAX. 03-3267-3445
<http://www.jfd.or.jp/>

印刷 日本印刷株式会社
2011年12月発行

※本書の無断転載および複製・コピーは禁じます。乱丁・落丁はお取りかえいたします。

